

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2001号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	4月1日 から 11月30日 まで	漁場の位置 鳥羽市小浜町池の浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 小浜町池の浦平島の中央 基点2 小浜町池の浦赤松の鼻 ア 1から152度00分150メートルの点 イ 1から125度00分260メートルの点 ウ 2から275度00分180メートルの点 エ 2から275度00分320メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を149台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	小浜	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2002号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	4月1日 から 翌年 1月31日 まで	漁場の位置 鳥羽市畔蛸町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 畔蛸町魚見崎 ア 1から61度00分655メートルの点 イ 1から 78度30分825メートルの点 ウ 1から103度30分580メートルの点 エ 1から 88度00分330メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 216台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	畔蛸	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2003号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	7月16日 から 12月31日 まで	漁場の位置 鳥羽市畔蛸町魚見崎地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 畔蛸町魚見崎 ア 1から207度00分 75メートルの点 イ 1から190度00分295メートルの点 ウ 1から222度00分375メートルの点 エ 1から255度00分250メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 91台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	畔蛸	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2004号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	7月1日 から 翌年 1月31日 まで	漁場の位置 鳥羽市千賀町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 千賀町、堅子町界の甲崎佐太郎島頂上 ア 1から 95度00分135メートルの点 イ 1から 92度00分260メートルの点 ウ 1から131度00分340メートルの点 エ 1から152度00分270メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 56台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	千賀	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2005号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	4月1日 から 翌年 1月31日 まで	漁場の位置 鳥羽市堅子町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 堅子町甲崎西鼻 基点2 堅子町崎山仏石の鼻 基点3 堅子町、千賀町界の甲崎佐太郎島頂上 ア 1から292度00分230メートルの点 イ 2から258度00分140メートルの点 ウ 2から218度00分100メートルの点 エ 3から156度00分70メートルの点 オ 3から156度00分280メートルの点 カ 2から178度00分380メートルの点 キ 1から274度00分275メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 218台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	千賀堅子	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2006号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市磯部町の矢地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯部町の矢鍋田の標柱 基点2 磯部町の矢甚吾の浜、北鼻の飛島 ア 1から 50度00分 20メートルの点 イ 1から 50度00分 82メートルの点 ウ 2から126度00分475メートルの点 エ 2から143度00分415メートルの点 オ 2から137度00分190メートルの点 カ 2から145度00分175メートルの点 キ 2から 11度00分 60メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 184台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	的矢	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2007号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市磯部町的矢地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯部町的矢鳥居崎 基点2 磯部町的矢鳥居崎浜中の標柱 基点3 磯部町的矢鳥居崎下角の標柱 基点4 磯部町的矢的矢荘棧橋の標柱 ア 1から187度00分 62メートルの点 イ 1から187度00分 45メートルの点 ウ 2から155度00分 35メートルの点 エ 3から167度00分 50メートルの点 オ 4から126度00分 40メートルの点 カ 4から 81度00分 30メートルの点 キ 4から 43度30分 55メートルの点 ク 4から 81度30分205メートルの点 ケ 4から136度00分180メートルの点 コ 3から100度00分125メートルの点 サ 2から155度00分 55メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 84台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	的矢	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2008号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市磯部町三ヶ所地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの各点を順次結んだ直線及によって囲まれた区域 基点1 磯部町三ヶ所大谷の北鼻 基点2 磯部町三ヶ所下山常滑谷の鼻 基点3 磯部町三ヶ所下山常滑谷南鼻 基点4 磯部町三ヶ所かまが鼻 基点5 磯部町三ヶ所下こうだちの東鼻 基点6 磯部町三ヶ所下このわの鼻 基点7 磯部町三ヶ所磯部海岸指定農林堤防43号東端 基点8 磯部町三ヶ所磯部海岸指定農林堤防40号西端 ア 1から 87度00分 40メートルの点 イ 1から 87度00分120メートルの点 ウ 2から 90度00分125メートルの点 エ 6から340度00分 90メートルの点 オ 6から 16度00分 85メートルの点 カ 8から278度00分100メートルの点 キ 7からカ見通し線上30メートルの点 ク 6から300度00分 35メートルの点 ケ 6から218度00分 60メートルの点 コ 5から322度30分 35メートルの点 サ 4から 96度00分100メートルの点 シ 4から 96度00分 20メートルの点 ス 3から107度00分 55メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 425台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	三ヶ所	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2009号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市磯部町三ヶ所地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯部町三ヶ所磯和の鼻 基点2 磯部町三ヶ所象座の鼻 基点3 磯部町三ヶ所となせの南鼻 ア 1から103度00分 65メートルの点 イ 1から 57度00分175メートルの点 ウ 1から 75度00分175メートルの点 エ 2から 89度00分235メートルの点 オ 3から101度00分200メートルの点 カ 3から135度00分180メートルの点 キ 3から120度00分 65メートルの点 ク 2から182度00分105メートルの点 ケ 2から137度00分100メートルの点 コ 2から 70度00分 75メートルの点 サ 2から 7度30分105メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 231台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	三ヶ所	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2010号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市磯部町渡鹿野地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 磯部町渡鹿野福浦の鼻 基点2 磯部町渡鹿野新道の鼻 ア 1から225度30分 35メートルの点 イ 2から167度00分210メートルの点 ウ 2から179度00分235メートルの点 エ 1から234度00分120メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 60台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	渡鹿野	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2011号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市磯部町渡鹿野地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 磯部町渡鹿野赤崎南鼻 基点2 磯部町渡鹿野なげ崎 ア 1から234度30分 35メートルの点 イ 2から278度00分 95メートルの点 ウ 2から262度00分145メートルの点 エ 1から234度30分100メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 53台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	渡鹿野	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2012号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市磯部町渡鹿野地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯部町渡鹿野赤崎突堤先端 基点2 磯部町渡鹿野つる間浦蔭間基地西角 基点3 磯部町渡鹿野つる間の鼻北の標柱 ア 1から 71度00分145メートルの点 イ 1から 33度00分165メートルの点 ウ 3から349度00分 95メートルの点 エ 3から310度00分 35メートルの点 オ 2から322度00分 95メートルの点 カ 2から258度00分 47メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 29台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	渡鹿野	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2013号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市磯部町渡鹿野地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 磯部町渡鹿野飯盛山の北鼻 ア 1から325度30分180メートルの点 イ 1から 0度00分150メートルの点 ウ 1から275度00分 15メートルの点 エ 1から267度00分100メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 27台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	渡鹿野	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2014号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市磯部町渡鹿野地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 磯部町渡鹿野本場の鼻 ア 1から 27度00分110メートルの点 イ 1から 69度00分245メートルの点 ウ 1から145度00分330メートルの点 エ 1から178度30分270メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 134台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	渡鹿野	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2015号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町国府地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町国府荷方堤防北角 基点2 阿児町国府和部きんちやく鼻 基点3 阿児町国府夏河原の鼻 基点4 阿児町国府夏河原笠神西の標柱 ア 1から328度00分 65メートルの点 イ 1から283度30分110メートルの点 ウ 1から294度30分180メートルの点 エ 2から288度00分210メートルの点 オ 2から350度00分245メートルの点 カ 3から322度00分190メートルの点 キ 4から326度00分182メートルの点 ク 4から345度00分 60メートルの点 ケ 4から251度00分120メートルの点 コ 2から249度00分120メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 309台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	国府	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2016号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町国府地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町国府笠神の鼻 基点2 阿児町国府中瀬中瀬山鼻 ア 1から281度30分 90メートルの点 イ 1から306度00分280メートルの点 ウ 1から359度30分330メートルの点 エ 2から311度00分 82メートルの点 オ 2から271度00分160メートルの点 カ 1から354度00分104メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 131台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	国府	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2017号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町安乗地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 阿児町安乗水垂山神の鼻 ア 1から328度00分 60メートルの点 イ 1から328度00分300メートルの点 ウ 1から353度00分345メートルの点 エ 1から 31度00分160メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 70台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	安乗	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2018号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月21日 から 12月19日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、基点2 の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海 岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた 区域 基点1 阿児町立神亀田の谷中央の標柱 基点2 阿児町立神亀田の鼻 ア 1から 22度00分200メートルの点 イ 2から 16度00分160メートルの点 ウ 2から 55度00分200メートルの点 エ 2から 62度00分180メートルの点 オ 2から 53度00分165メートルの点 カ 2から 72度00分 95メートルの点 キ 2から 90度00分130メートルの点 ク 2から109度00分125メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 61台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2019号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月21日 から 12月19日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点6の各点を順次結んだ直線及びカとキ、ケとコ、基点5とサを結んだ直線並びに基点2・ク間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線と基点1・2間、ク・基点6間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町立神亀田の谷中央の標柱 基点2 阿児町立神ありヶ渡鼻 基点3 阿児町立神呼ヶ崎北鼻 基点4 阿児町立神呼ヶ崎 基点5 阿児町立神杓浦東の中鼻 基点6 阿児町立神たたみ崎 ア 1から22度00分200メートルの点 イ 2から26度30分90メートルの点 ウ 2から307度00分60メートルの点 エ 4から292度00分110メートルの点 オ 6から354度00分80メートルの点 カ 2から0度00分30メートルの点 キ 2から0度00分10メートルの点 ク 3から50度00分の方角線と対岸との交点 ケ クから270度00分10メートルの点 コ クから270度00分30メートルの点 サ 5から256度00分の方角線と対岸との交点	1 浮設する筏の 最高限度を 290台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2020号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月21日 から 12月19日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町立神たたみ崎 基点2 阿児町立神そば浦の鼻 基点3 阿児町立神深い崎 ア 1から354度00分 80メートルの点 イ 2から306度30分160メートルの点 ウ 3から277度00分 75メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 233台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2021号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神土井ヶ原島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町立神土井ヶ原島かなとこ鼻西の標柱 基点2 阿児町立神土井ヶ原島竹ノ筒南鼻 基点3 阿児町立神土井ヶ原島竹ノ筒鼻 ア 1から330度00分 95メートルの点 イ 2から292度00分 65メートルの点 ウ 3から280度00分 25メートルの点 エ 1から 15度00分 30メートルの点 オ 1から330度00分 20メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 19台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2022号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神土井ヶ原島の地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町立神土井ヶ原島やなぎ崎 基点2 阿児町立神土井ヶ原島かなとこ鼻西の標柱 ア 1から327度00分 70メートルの点 イ 2から330度00分 95メートルの点 ウ 2から330度00分 20メートルの点 エ 1から 61度00分110メートルの点 オ 1から327度00分 35メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 45台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2023号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神土井ヶ原天童島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町立神土井ヶ原天童島切れみちの鼻 基点2 阿児町立神土井ヶ原天童島立崎東鼻 基点3 阿児町立神土井ヶ原天童島立崎鼻 基点4 阿児町立神土井ヶ原天童島宗吉鼻 基点5 阿児町立神土井ヶ原天童島立崎鼻北の標柱 基点6 阿児町立神土井ヶ原島中の通り西鼻 基点7 志摩町和具高崎島本場東南鼻 基点8 志摩町和具小高崎島北鼻 基点9 志摩町和具間崎島鯖網代の鼻 基点10 志摩町和具埋葬地島北鼻 ア 1から301度00分 25メートルの点 イ 2から10見通し線上両岸の中央点から立神よりへ2メートルを隔てた点 ウ 3から9見通し線上両岸の中央点から立神よりへ2メートルを隔てた点 エ 3から8見通し線上105メートルの点 オ 6から7見通し線上両岸の中央点から立神よりへ10メートルを隔てた点 カ 6から327度00分 70メートルの点 キ 6から327度00分 35メートルの点 ク 6から257度00分 10メートルの点 ケ 5から256度00分 75メートルの点 コ 4から358度00分 35メートルの点 サ 4から271度00分 75メートルの点 シ 3から 56度00分 65メートルの点 ス 3から298度00分 75メートルの点 セ 3から249度00分 50メートルの点 ソ 3から180度00分 80メートルの点 タ 2から176度00分 25メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 100台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2024号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神天童島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町立神天童島たまの木の鼻 基点2 阿児町立神天童島長瀬の鼻 基点3 阿児町立神天童島ごげん所の鼻 基点4 阿児町立神天童島大崎北鼻 ア 1 から 98度00分345メートルの点 イ 4 から326度00分 50メートルの点 ウ 3 から 53度00分160メートルの点 エ 3 から267度00分 95メートルの点 オ 2 から 70度00分 55メートルの点 カ 2 から 9度00分 60メートルの点 キ 2 から259度00分105メートルの点 ク 1 から 99度00分120メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 139台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2025号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月21日 から 12月19日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町立神深い崎 基点2 阿児町立焼山の鼻 ア 1から277度00分 10メートルの点 イ 1から193度00分 50メートルの点 ウ 2から229度00分 40メートルの点 エ 2から229度00分135メートルの点 オ 1から230度00分145メートルの点 カ 1から277度00分 75メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 55台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2026号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月21日 から 12月19日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町立神焼山の鼻 基点2 阿児町立神大深江の東鼻 基点3 阿児町立神西山の大鼻 ア 1から2見通し線上10メートルの点 イ 1から229度00分 40メートルの点 ウ 1から229度00分210メートルの点 エ 3から288度00分135メートルの点 オ 3から288度00分 30メートルの点 カ 2から230度00分 60メートルの点 キ 2から1見通し線上10メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 95台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2027号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町立神下ヶ原西鼻 基点2 大王町波切首切鼻 ア 1から190度00分310メートルの点 イ 1から208度00分340メートルの点 ウ 2から296度00分130メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 21台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2028号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月21日 から 12月19日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町立神ひらたの西鼻 基点2 阿児町立神上ヶ原の鼻 ア 1から202度00分 30メートルの点 イ 1から214度00分 45メートルの点 ウ 1から230度30分165メートルの点 エ 1から207度30分300メートルの点 オ 2から197度00分205メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を345台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2029号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神地先 漁場区域 次のサ、シ、ス、ア、イ、ウ、基点9の各点を順次結んだ直線、基点8と基点7をそれぞれ結んだ直線、基点6、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、基点3の各点を順次結んだ直線並びに基点2・3間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線及び基点6・7間、基点8・9間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町立神弁天の鼻 基点2 阿児町立神井お頭び南鼻 基点3 阿児町立神おかしら石 基点4 阿児町立神みつわ真珠作業場の北東角 基点5 阿児町立神みつわ真珠作業場の南東角 基点6 阿児町立神赤崎 基点7 阿児町立神谷口淳一郎作業場の北角 基点8 阿児町立神加藤修幸作業場の北角 基点9 阿児町立神ひらたの鼻 ア 1から207度00分580メートルの点 イ 6から179度00分180メートルの点 ウ 9から197度00分205メートルの点 エ 6から179度00分 30メートルの点 オ 6から150度00分 60メートルの点 カ 6から 58度00分160メートルの点 キ 5から125度00分 35メートルの点 ク 4から125度00分 30メートルの点 ケ 4から 26度20分 30メートルの点 コ 3から311度00分100メートルの点 サ 2から270度00分 10メートルの点 シ 1から300度00分 50メートルの点 ス 1から207度00分 90メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 384台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2030号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町立神おかしら石 基点2 阿児町立神おかしら石東の標柱 基点3 阿児町立神ハタケ尻東鼻 基点4 阿児町立神みつわ真珠作業場の北東角 ア 1から311度00分100メートルの点 イ 4から 26度20分325メートルの点 ウ 3から2見通し線上 35メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 51台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2031号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月21日 から 12月19日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点4及びウ、エ、オ、カの各点を順次結んだ直線と基点1・2間と基点3・4間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町立神金内田の鼻 基点2 阿児町立神高崎 基点3 阿児町立神大明神鼻 基点4 阿児町立神大清戸浦奥堤防中央 ア 1から214度00分415メートルの点 イ 4から232度00分570メートルの点 ウ 3から225度00分 30メートルの点 エ 3から255度00分 75メートルの点 オ 2から318度00分 70メートルの点 カ 2から 26度00分 40メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 264台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2032号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月21日 から 12月19日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点5の各点を順次結んだ直線と基点1・5間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町立神大清戸浦奥堤防中央 基点2 阿児町立神ちょうちん鼻 基点3 阿児町立神宮ヶ崎 基点4 阿児町立神宮ヶ崎の東鼻 基点5 阿児町立神藤四郎岸の標柱 ア 1から232度00分570メートルの点 イ 2から190度00分130メートルの点 ウ 3から235度00分115メートルの点 エ 4から175度00分 80メートルの点 オ 5から111度00分 95メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 211台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2033号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月21日 から 12月19日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町立神藤四郎岸の標柱 基点2 阿児町立神小別当西鼻 ア 1から111度00分 95メートルの点 イ 2から165度00分 95メートルの点 ウ 2から165度00分 30メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 32台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2034号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月21日 から 12月19日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神土井ヶ原島、天童島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町立神かれ松島東端 基点2 阿児町立神土井ヶ原島さとうらの中鼻 基点3 阿児町立神土井ヶ原島武吉鼻 基点4 阿児町立神土井ヶ原島ぶき鼻 基点5 阿児町立神土井ヶ原島汐早の北鼻 基点6 阿児町立神天童島汐早の南鼻 基点7 阿児町立神天童島たまの木の鼻 基点8 阿児町立神天童島大崎北鼻 ア 2から223度00分 75メートルの点 イ 1から161度00分 25メートルの点 ウ 2から112度00分140メートルの点 エ 8から 55度00分 65メートルの点 オ 8から 9度00分 45メートルの点 カ 8から326度00分 50メートルの点 キ 7から 98度00分345メートルの点 ク 7から 99度00分120メートルの点 ケ 7から 62度00分 55メートルの点 コ 6から330度00分 25メートルの点 サ 5から197度00分 25メートルの点 シ 5から111度00分 75メートルの点 ス 4から 75度00分 40メートルの点 セ 3から 60度00分 10メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 246台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2035号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月16日 から 12月24日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明寺河原賢島地先 漁場区域 次の基点2、ソ、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点12の各点を順次結んだ直線、キ、ク、基点11の各点を順次結んだ直線、基点8、シ、ス、セの各点を順次結んだ直線、基点3と基点4、基点5と基点6、コとサ、基点10とケを各々結んだ直線並びに基点2・3間、基点4・5間、基点6・7間、基点8・9間、ケ・基点11、キ・基点12間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線、基点9・10間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町神明天ヶ崎 基点2 阿児町神明天ヶ崎東鼻 基点3 阿児町神明やきの崎そわ 基点4 阿児町神明寺河原奥の北鼻 基点5 阿児町神明寺河原奥の南鼻 基点6 阿児町神明寺河原芝の中鼻 基点7 阿児町神明寺河原芝の鼻 基点8 阿児町神明寺河原はちのはら 基点9 阿児町神明かがみゆわの鼻 基点10 阿児町神明寺河原一番の鼻 基点11 阿児町神明賢島たまのく崎 基点12 阿児町神明賢島井戸ヶ谷東鼻 基点13 阿児町神明賢島井戸ヶ谷の鼻 基点14 阿児町神明賢島宝生の鼻 基点15 阿児町神明賢島船かくし北鼻 基点16 浜島町迫子がぼの鼻 ア 1から141度00分 45メートルの点 イ 1から104度00分110メートルの点 ウ 15から16見通し線上115メートルの点 エ 15から16見通し線上 60メートルの点 オ 14から293度30分 65メートルの点 カ 8から13見通し線上100メートルの点 キ 11から212度00分の方角線と対岸との交点	1 浮設する筏の 最高限度を 164台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2035号 (続き)				ク 13から 3度00分 60メートルの点 ケ 10から170度00分の方角線と対岸との交点 コ 9から161度00分 20メートルの点 サ 9から161度00分 10メートルの点 シ 8から13見通し線上 90メートルの点 ス 7から174度00分 90メートルの点 セ 7から250度00分 10メートルの点 ソ 2から 90度00分 25メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2036号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月16日 から 12月24日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明やきの崎地先 漁場区域 次の基点4、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、基点1の各点を順次結んだ直線並びに基点1・2間、基点3・4間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町神明やきの崎すの鼻東鼻 基点2 阿児町神明やきの崎前のさがり松 基点3 阿児町神明やきの崎前のなかぜの鼻 基点4 阿児町神明天ヶ崎西鼻 基点5 阿児町神明やきの崎あまがさき 基点6 阿児町神明賢島船かくし南鼻 基点7 阿児町神明やきの崎洲の鼻 ア 4から247度00分 35メートルの点 イ 5から205度00分 50メートルの点 ウ 5から141度00分 45メートルの点 エ 5から104度00分110メートルの点 オ 6から255度30分 75メートルの点 カ 6から255度30分325メートルの点 キ 1から160度10分172メートルの点 ク 7から123度00分195メートルの点 ケ 7から 96度00分135メートルの点 コ 1から160度10分 75メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 177台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2037号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月16日 から 12月24日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明やきの崎地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔て た連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町神明やきの崎すの鼻 基点2 阿児町神明やきの崎すの鼻東鼻 ア 1から124度30分 87メートルの点 イ 2から160度10分 75メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 8台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2038号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明やきの崎賢島地先 漁場区域 次の基点10、ツ、テ、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点3の各点を順次結んだ直線、基点7と基点8、シとス、セとソ、タとチを結んだ直線並びに基点3・5間、基点9・10間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線、基点5・6間、基点8・9間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線、基点6・7間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町神明やきの崎すの鼻 基点2 阿児町神明寺河原はちのはら 基点3 阿児町神明賢島井戸ヶ谷東鼻 基点4 阿児町神明賢島井戸ヶ谷の鼻 基点5 阿児町神明賢島宝生の浦東鼻 基点6 阿児町神明賢島宝生の鼻 基点7 阿児町神明賢島船かくし北鼻 基点8 阿児町神明賢島船かくし南鼻 基点9 阿児町神明あぶねよいこの鼻東鼻 基点10 阿児町神明賢島つづくら西鼻 基点11 浜島町迫子がぼの鼻 ア 1から125度50分 10メートルの点 イ 1から124度30分 87メートルの点 ウ 1から142度00分155メートルの点 エ 6から9見通し線上130メートルの点 オ 6から9見通し線上 75メートルの点 カ 8から255度30分325メートルの点 キ 8から255度30分 75メートルの点 ク 7から10見通し線上115メートルの点 ケ 7から10見通し線上 60メートルの点 コ 6から293度30分 65メートルの点 サ 2から4見通し線上100メートルの点 シ 5から320度00分 10メートルの点 ス 5から320度00分 20メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 206台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2038号 (続き)				セ 6 から270度00分 20メートルの点 ソ 6 から270度00分 30メートルの点 タ 9 から180度00分 20メートルの点 チ 9 から180度00分 10メートルの点 ツ 10から254度00分240メートルの点 テ 1 から10見通し線上 90メートルの点 ト 1 から227度00分 40メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2039号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明賢島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点5を順次結んだ直線、基点4、キ、ク、ケ、基点3を順次結んだ直線並びに基点1・3間、基点4・5間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町神明賢島つづくら中鼻 基点2 阿児町神明賢島山勝の中鼻 基点3 阿児町神明山勝工場東端 基点4 阿児町神明釜鼻東端 基点5 阿児町神明賢島馬骨の鼻 ア 1から92度00分の方位線とイから4度00分の方位線との交点 イ 2から198度00分190メートルの点 ウ 2から184度00分160メートルの点 エ 3から153度00分70メートルの点 オ 4から153度00分70メートルの点 カ 5から174度00分100メートルの点 キ 4から153度00分60メートルの点 ク 3から153度00分60メートルの点 ケ 3から190度00分10メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を65台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成31年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2040号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月16日 から 12月24日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明多徳島、横山島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町神明多徳島みか鼻 基点2 阿児町神明横山島よもがもの鼻 基点3 阿児町神明横山島蝦がかりの鼻 ア 1から354度20分 30メートルの点 イ 2から 6度20分150メートルの点 ウ 3から 32度20分140メートルの点 エ 3から 40度20分 95メートルの点 オ 2から 28度20分 80メートルの点 カ 1から 96度00分100メートルの点 キ 1から354度20分 10メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 143台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2041号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明多徳島、横山島の地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点9の各点を順次結んだ直線、基点12、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、基点3の各点を順次結んだ直線、基点6と基点14を結んだ直線並びに基点1・3間、基点14・12間、基点6・9間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 ただし、びしゃご島の最大高潮時海岸線から15メートルを隔てた連結線によって囲まれた区域を除く 基点1 阿児町神明多徳島みか鼻 基点2 阿児町神明多徳島東鼻 基点3 阿児町神明多徳島東側突堤基部 基点4 阿児町神明多徳島芝の鼻 基点5 阿児町神明多徳島西側石柱 基点6 阿児町神明横山島舟かくしの鼻 基点7 阿児町神明横山島貝塚の鼻 基点8 阿児町神明横山島蝦がかりの鼻 基点9 阿児町神明横山島ひのきの西鼻 基点10 阿児町神明横山島よもがもの鼻 基点11 阿児町神明横山島げげくらの鼻 基点12 阿児町神明横山島西鼻 基点13 阿児町神明横山島じょうの浦西鼻 基点14 阿児町神明横山島しらが浦の鼻 ア 1から280度00分 85メートルの点 イ 1から218度00分110メートルの点 ウ 5から182度00分175メートルの点 エ 5から174度00分160メートルの点 オ 5から174度00分120メートルの点 カ 5から139度00分110メートルの点 キ 4から126度30分185メートルの点 ク 7から213度00分210メートルの点 ケ 8から144度00分 40メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 372台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2041号 (続き)				コ 8から 40度20分 95メートルの点 サ 10から 28度20分 80メートルの点 シ 1から 96度00分100メートルの点 ス 1から 96分30分110メートルの点 セ 2から320度00分 65メートルの点 ソ 2から11見通し線上 12メートルの点 タ 11から 2 見通し線上 32メートルの点 チ 10から258度00分125メートルの点 ツ 10から345度00分 25メートルの点 テ 9から 23度00分 15メートルの点 ト 12から189度00分 35メートルの点 ナ 12から255度00分 90メートルの点 ニ 12から 2 見通し線上 36メートルの点 ヌ 2から12見通し線上 15メートルの点 ネ 3から136度00分 30メートルの点 ノ 3から180度00分 20メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2042号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明枯島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 ただし、次の基点1、カ、キ、クの各点を順次結んだ直線、ケとコを結んだ直線、基点1・コ間の最大高潮時海岸線及び基点2・コ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域を除く 基点1 阿児町神明枯島東鼻 基点2 阿児町神明枯島西鼻 基点3 阿児町神明枯島南鼻 ア 1から 99度00分 50メートルの点 イ 1から 18度00分270メートルの点 ウ 2から354度00分150メートルの点 エ 3から292度00分 70メートルの点 オ 3から179度00分 50メートルの点 カ 1から350度00分 15メートルの点 キ 2から 4度00分 30メートルの点 ク 2から340度00分 10メートルの点 ケ 3から 79度00分 50メートルの点 コ 3から 68度00分の方角線と対岸との交点	1 浮設する筏の 最高限度を 76台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2043号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、 コ、サ、シ、ス、基点1の各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 阿児町神明つもとの東鼻 基点2 阿児町神明つもと崎 基点3 阿児町神明しょうずくの鼻 基点4 阿児町神明塩の浜 基点5 阿児町神明ホウガ崎 基点6 阿児町神明たいこ鼻 基点7 阿児町神明横山島よもがもの鼻 基点8 阿児町神明枯島西鼻 基点9 阿児町立神たたみ崎 基点10 阿児町立神呼ヶ崎 基点11 阿児町立神ありのと渡り東鼻 ア 2から11見通し線上110メートルの点 イ 3から11見通し線上 40メートルの点 ウ 10から338度30分160メートルの点 エ 4から7見通し線上 60メートルの点 オ 5から160度00分135メートルの点 カ 6から192度00分 80メートルの点 キ 8から292度00分120メートルの点 ク 8から348度00分240メートルの点 ケ 9から354度00分120メートルの点 コ 10から297度00分120メートルの点 サ 3から11見通し線上 50メートルの点 シ 2から11見通し線上120メートルの点 ス 1から11見通し線上120メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 308台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2044号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月16日 から 12月24日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、オ、カ、キ、ク、基点22の各点を順次結んだ直線、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、基点17、基点16の各点を順次結んだ直線、基点13、ツ、テ、基点12の各点を順次結んだ直線、基点2と基点3、基点4と基点5、基点6と基点7、基点10と基点11、基点14と基点15をそれぞれ結んだ直線並びに基点1・2間、基点3・4間、基点5・6間、基点7・10間、基点11・12間、基点13・14間、基点15・16間、基点21・22間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 ただし、弁天島の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線によって囲まれた区域を除く 基点1 阿児町神明つもとの東鼻 基点2 阿児町神明つもと崎 基点3 阿児町神明浅間鼻 基点4 阿児町神明ろくろめの鼻 基点5 阿児町神明こがま 基点6 阿児町神明しょうずくの中鼻 基点7 阿児町神明しょうずくの前 基点8 阿児町神明しょうずくの鼻 基点9 阿児町神明塩の浜 基点10 阿児町神明びょうぶ 基点11 阿児町神明くろ島の鼻 基点12 阿児町神明前方黒島の鼻 基点13 阿児町神明前方あぶしの鼻東鼻 基点14 阿児町神明前方あぶしの鼻 基点15 阿児町神明うちこえの鼻東鼻 基点16 阿児町神明うちこえの鼻 基点17 阿児町神明里中しし鼻 基点18 阿児町神明賢島西がもの鼻 基点19 阿児町神明賢島土取の鼻 基点20 阿児町神明賢島土取の浦基標	1 浮設する筏の 最高限度を 437台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2044号 (続き)				基点21 阿児町神明賢島赤島の鼻 基点22 阿児町神明賢島ちどりの東鼻 基点23 阿児町神明賢島ちどりの西鼻 基点24 阿児町神明賢島ほうが崎 基点25 阿児町神明横山島よもがもの鼻 基点26 阿児町立神呼ヶ崎 基点27 阿児町立神ありのと渡り東鼻 ア 2から27見通し線上110メートルの点 イ 8から27見通し線上 40メートルの点 ウ 26から338度30分160メートルの点 エ 9から25見通し線上 60メートルの点 オ 24から160度00分135メートルの点 カ 24から137度00分 70メートルの点 キ 23から155度00分 90メートルの点 ク 23から22見通し線上 10メートルの点 ケ 21から240度00分 20メートルの点 コ 21から187度00分 65メートルの点 サ 21から149度00分 65メートルの点 シ 20から150度00分 45メートルの点 ス 20から 78度00分 10メートルの点 セ 19から180度00分 20メートルの点 ソ 19から 80度00分 40メートルの点 タ 18から 53度00分 40メートルの点 チ 17から175度00分 25メートルの点 ツ 13から180度00分 60メートルの点 テ 12から175度00分 75メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2045号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月21日 から 12月14日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町鵜方地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エの各点及び、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線並びに基点3・4間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町鵜方すの鼻の北鼻 基点2 阿児町鵜方やきの崎西鼻 基点3 阿児町鵜方やきの崎作業場南角 基点4 阿児町鵜方あこうちばの鼻 ア 1から265度00分 36メートルの点 イ 1から265度00分 90メートルの点 ウ 4から285度00分233メートルの点 エ 4から283度00分 16メートルの点 オ 3から338度00分 20メートルの点 カ 2から338度00分 30メートルの点 キ 2から205度15分 25メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を89台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	鵜方	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2046号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月21日 から 12月14日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町鵜方地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コの各点を順次結んだ直線、基点6、サ、シ、スの各点を順次結んだ直線、基点2と基点3、基点7と基点8の各点をそれぞれ結んだ直線並びにア・基点2間、基点6・7間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線、基点3・4間、基点8・9間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町鵜方あこうちばの鼻 基点2 阿児町鵜方金平谷の東鼻 基点3 阿児町鵜方どんどおちの鼻 基点4 阿児町鵜方福川原東の鼻 基点5 浜島町迫子よぼし西鼻 基点6 浜島町迫子塔ヶ崎北鼻 基点7 浜島町迫子塔ヶ崎北の標柱 基点8 阿児町鵜方滑島南鼻北の標柱 基点9 阿児町鵜方滑島北鼻 基点10 阿児町鵜方滑島ほそい鼻 基点11 阿児町鵜方滑島東鼻 基点12 阿児町鵜方うきしまの鼻 ア 1から289度15分の方位線と陸岸との交点 イ 1から289度15分500メートルの点 ウ 1から289度15分320メートルの点 エ 1から 31度00分 70メートルの点 オ 1から 86度00分 60メートルの点 カ 11から 90度00分 20メートルの点 キ 11から 90度00分 10メートルの点 ク 11から 0度00分 80メートルの点 ケ 10から 53度00分 20メートルの点 コ 9から332度00分 20メートルの点 サ 5から6見通し線上10メートルの点 シ 4から9見通し線上15メートルの点 ス 4から165度00分 25メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 303台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	鵜方	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2047号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市大王町波切地先 漁場区域 次のイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、 ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、イの各点を順次結んだ直 線によって囲まれた区域 基点1 大王町波切首切鼻 基点2 大王町波切まないた浦東の鼻 基点3 大王町波切横山鼻 基点4 大王町波切石山の鼻 基点5 大王町波切山の神東鼻 基点6 大王町波切黒崎 基点7 大王町波切黒崎東の鼻 基点8 大王町波切船越鼻 基点9 大王町波切おぐらの鼻 基点10 阿児町立神菅崎東鼻 基点11 阿児町立神みやが崎東崎 基点12 阿児町立神ちょうちん鼻 基点13 阿児町立神赤崎 ア 2から322度00分 40メートルの点 イ ウからア見通し線上174メートルの点 ウ 3から13見通し線上 47メートルの点 エ 3から 94度00分 80メートルの点 オ 4から12見通し線上 35メートルの点 カ 5から12見通し線上45メートルの点 キ 6から323度00分 40メートルの点 ク 7から11見通し線上50メートルの点 ケ 8から292度00分120メートルの点 コ 8から10見通し線上40メートルの点 サ 9から255度00分105メートルの点 シ 9から330度00分 30メートルの点 ス 9から351度00分 95メートルの点 セ 8から10見通し線上100メートルの点 ソ 7から 0度00分 90メートルの点 タ 6から349度00分 90メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 391台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	波切	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2047号 (続き)				チ 5から12見通し線上130メートルの点 ツ 3から13見通し線上180メートルの点 テ ツからト見通し線上190メートルの点 ト 1から334度00分247メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2048号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市大王町波切地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 大王町船越、波切境界 基点2 大王町波切首切南鼻 基点3 大王町波切首切鼻 基点4 大王町波切首切中鼻 基点5 大王町波切首切北鼻 基点6 大王町波切まないた浦西の鼻 基点7 大王町波切まないた浦の標柱 基点8 大王町波切まないた浦東の鼻 ア 1から279度20分 45メートルの点 イ 1から325度00分175メートルの点 ウ 2から246度00分 20メートルの点 エ 2から 19度00分 20メートルの点 オ 3から177度00分 60メートルの点 カ 3から296度00分 30メートルの点 キ 4から354度00分 40メートルの点 ク 5から335度00分 30メートルの点 ケ 6から 78度00分 30メートルの点 コ 7から296度00分130メートルの点 サ 7から296度00分 40メートルの点 シ 7から347度00分 47メートルの点 ス 7から337度00分115メートルの点 セ 8から322度00分 40メートルの点 ソ 8から 52度00分 46メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 254台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	波切	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2048号 (続き)				タ 8 から 8度00分183メートルの点 チ 3 から334度00分247メートルの点 ツ 3 から281度00分 95メートルの点 テ 2 から184度00分 60メートルの点 ト 1 から279度20分130メートルの点					

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2049号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市大王町船越高づこの地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点4の各点を 順次結んだ直線、キとクを結んだ直線及び基点1・2間 並びに基点3・4間の最大高潮時海岸線から30メートル を隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 大王町船越利吉谷南鼻の標柱 基点2 大王町船越りん八浦北鼻監視所下 基点3 大王町船越もっぱ浦の北鼻 基点4 大王町船越立ヶ崎鼻 ア 1から289度00分320メートルの点 イ 4から283度00分265メートルの点 ウ 4から283度00分122メートルの点 エ 4から297度00分140メートルの点 オ 4から307度00分110メートルの点 カ 4から286度00分 30メートルの点 キ 3から2見通し線上30メートルの点 ク 2から3見通し線上30メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 357台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	船越 (志摩市)	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2050号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市大王町船越フグ浦地先 漁場区域 次のキ、ア、イ、ウの各点を順次結んだ直線、エとオを結んだ直線並びに基点1・カ間、基点3・4間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 大王町船越立ヶ崎鼻の標柱 基点2 大王町船越フグ浦北の中鼻 基点3 大王町船越フグ浦南の中鼻（松の木） 基点4 大王町船越大鼻の標柱 ア 1から238度00分 85メートルの点 イ 4から255度00分150メートルの点 ウ 4から255度00分 50メートルの点 エ 3からカ見通し線上 30メートルの点 オ カから3見通し線上 30メートルの点 カ 2から最大高潮時海岸線沿いに東へ20メートルの点 キ 1から225度00分 30メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を199台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	船越 (志摩市)	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2051号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市大王町船越地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、基点5の各点を順次結んだ直線、基点3と基点4、エとオをそれぞれ結んだ直線、基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線並びに基点2・3間、基点4・5間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域。 基点1 大王町船越大鼻の標柱 基点2 大王町船越忠兵衛鼻の標柱 基点3 大王町船越山際万一郎作業場石垣の南角 基点4 大王町船越伊藤金弥作業場石垣の北角 基点5 大王町船越赤崎 ア 1から174度00分 55メートルの点 イ 2から174度00分105メートルの点 ウ 5から179度00分 72メートルの点 エ 2から174度00分 20メートルの点 オ 2から174度00分 10メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 137台 とする。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	船越 (志摩市)	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2052号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市大王町船越地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、基点19の各点を順次結んだ直線、コとサ、基点16と基点17、基点14と基点15、シとス、基点9と基点10、基点7と基点8、セとソ、タとチ、ツとテ、トとナをそれぞれ結んだ直線、基点3・4間、基点5・6間、基点13・14間、基点15・16間、基点17・18間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線並びにアと基点3間、基点4・5間、基点6・7間、基点8・9間、基点10・13間、基点18・19間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 大王町船越宗四郎の鼻 基点2 大王町船越与四郎の鼻 基点3 大王町船越北村清毅作業場石垣の東角 基点4 大王町船越南重二作業場石垣の南東角 基点5 大王町船越山際徳保作業場石垣の南西角 基点6 大王町船越半女の東鼻 基点7 大王町船越フネコシの東鼻 基点8 大王町船越くびきれの鼻 基点9 大王町船越中山寿一埋立地東角 基点10 大王町船越亀山仙右衛門の鼻 基点11 大王町船越呂八鼻 基点12 大王町船越宗兵鼻 基点13 大王町船越英虞湾マリン石垣の西端 基点14 大王町船越いけす北側西の標柱 基点15 大王町船越いけす南側西の標柱 基点16 大王町船越いわなりの標柱 基点17 大王町船越山際享作業場石垣の東北角 基点18 大王町船越カントク屋作業場石垣の北端 基点19 大王町船越けきや北鼻 ア 1から271度00分303メートルの点 イ 1から108度30分143メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 1076台 とする。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	船越 (志摩市)	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2052号 (続き)				ウ 1 から197度00分110メートルの点 エ 1 から119度30分 80メートルの点 オ 2 から170度00分190メートルの点 カ 2 から104度30分230メートルの点 キ 11から205度00分200メートルの点 ク 11から222度00分85メートルの点 ケ 19から313度00分75メートルの点 コ 18から 70度00分 20メートルの点 サ 18から 70度00分 10メートルの点 シ 13から175度00分 10メートルの点 ス 13から175度00分 20メートルの点 セ 6 から100度00分 20メートルの点 ソ 6 から100度00分 10メートルの点 タ 5 から230度00分 20メートルの点 チ 5 から230度00分 20メートルの点 ツ 4 から122度00分 20メートルの点 テ 4 から122度00分 10メートルの点 ト 3 から165度00分 10メートルの点 ナ 3 から165度00分 20メートルの点					

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2053号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市大王町船越地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カの各点を順次結んだ直線、基点1と基点2、キとク間をそれぞれ結んだ直線、基点1を中心に半径20メートルの円上の連結線、基点2・3間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線、基点3・カ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 大王町船越ケヤキ鼻北鼻 基点2 大王町船越浦山西の鼻北鼻 基点3 大王町船越治平鼻 基点4 大王町船越浜口庄司工場の標柱 基点5 大王町船越大王町船越山際平兵衛工場の標柱 ア 1から262度00分66メートルの点 イ 3から252度00分 85メートルの点 ウ 4から257度00分100メートルの点 エ 4から174度00分 65メートルの点 オ 5から131度00分 57メートルの点 カ 5から 84度00分の方位線と対岸との交点 キ 3から250度00分 10メートルの点 ク 3から250度00分 20メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 58台 とする。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	船越 (志摩市)	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2054号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町片田狐塚地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、 コ、基点8、基点7の各点を順次結んだ直線と基点1・ 7間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線 とによって囲まれた区域 ただし、おうじゃすね島の最大高潮時海岸線から10メー トルを隔てた連結線によって囲まれた区域を除く 基点1 志摩町片田深谷鼻 基点2 志摩町片田要蔵鼻 基点3 志摩町片田甚八鼻 基点4 志摩町片田松兵衛鼻 基点5 志摩町片田平賀進工場の標柱 基点6 志摩町片田山本吉之助工場の標柱 基点7 志摩町片田釜谷鼻北鼻 基点8 志摩町片田おうじゃすね島 ア 1から10度00分20メートルの点 イ 1から320度00分75メートルの点 ウ 2から32度00分40メートルの点 エ 2から315度30分50メートルの点 オ 3から32度00分40メートルの点 カ 4から359度00分35メートルの点 キ 5から342度30分47メートルの点 ク 5から317度00分140メートルの点 ケ 6から17度00分145メートルの点 コ 6から242度30分170メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 130台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	片田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2055号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町片田常滑地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点3・ア間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域。 基点1 志摩町片田吉平鼻 基点2 志摩町片田伝助鼻の下 基点3 志摩町片田浜口芳生工場の標柱 基点4 志摩町片田おうじゃすね島 ア ウからイ見通し線と対岸との交点 イ 1から 21度00分135メートルの点 ウ 1から 36度00分140メートルの点 エ 1から 61度00分 64メートルの点 オ 1から 34度00分 49メートルの点 カ 1から188度30分 96メートルの点 キ 1から172度15分105メートルの点 ク 2から107度00分 85メートルの点 ケ 4から300度00分 85メートルの点 コ 3から179度00分 17メートルの点 サ 3から179度00分 10メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 69台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	片田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2056号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町片田常滑地先 漁場区域 次の基点1、タ、チ、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点5の各点を順次結んだ直線、シとス、セとソをそれぞれ結んだ直線、基点1・3間、基点4・5間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線並びに基点3・4間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町片田伝八鼻 基点2 志摩町片田六蔵鼻 基点3 志摩町片田六蔵北鼻 基点4 志摩町片田久太郎鼻 基点5 志摩町片田庄次兵衛鼻 ア 1から260度00分 40メートルの点 イ 1から312度00分130メートルの点 ウ 1から329度00分135メートルの点 エ 1から350度00分 38メートルの点 オ 2から257度30分120メートルの点 カ 2から285度00分115メートルの点 キ 2から299度00分110メートルの点 ク 2から308度30分195メートルの点 ケ 4から340度00分117メートルの点 コ 4から 40度00分158メートルの点 サ 5から 64度00分 50メートルの点 シ 4から358度00分 10メートルの点 ス 4から312度00分 20メートルの点 セ 3から285度00分 20メートルの点 ソ 3から285度00分 10メートルの点 タ 1から 14度00分 23メートルの点 チ 1から350度00分 30メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 222台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	片田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2057号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町片田大蕨・小蕨・長田地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、基点9の各点を順次結んだ直線、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、基点10の各点を順次結んだ直線、基点11、ハ、ヒ、フ、基点3の各点を順次結んだ直線、基点2とへ、基点5と基点6、セとソをそれぞれ結んだ直線並びに基点1・2間、基点3・へ間、基点7・9間、基点10・11間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線、基点5・タ間、基点6・7間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 ただし、大蕨島の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線及びホ、マ、ミ、ム、ホの各点を順次結んだ直線とによって囲まれた区域を除く 基点1 志摩町片田覚田工場の標柱 基点2 志摩町片田マゴ谷北の中鼻 基点3 志摩町片田旧文吉工場の標柱 基点4 志摩町片田与五郎鼻 基点5 志摩町片田旧奥野寅一工場の標柱 基点6 志摩町片田平賀進工場西端の標柱 基点7 志摩町片田山八工場北角 基点8 志摩町片田茂市鼻 基点9 志摩町片田久太郎北鼻 基点10 志摩町片田小蕨島南鼻 基点11 志摩町片田小蕨島東鼻 基点12 志摩町片田猪子島北鼻 基点13 志摩町片田大蕨島弥五郎鼻 基点14 志摩町片田大蕨島西鼻 ア 1から330度00分 30メートルの点 イ 1から260度00分 55メートルの点 ウ 1から284度00分120メートルの点 エ 1から319度00分115メートルの点 オ 1から331度00分160メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 338台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	片田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2057号 (続き)				カ 14から343度00分 70メートルの点 キ 12から 40度00分195メートルの点 ク 14から243度00分 90メートルの点 ケ 14から151度00分 30メートルの点 コ 13から 41度00分 30メートルの点 サ 13から271度30分 75メートルの点 シ 9 から 62度00分 95メートルの点 ス 9 から354度00分 30メートルの点 セ 7 から140度00分 10メートルの点 ソ 7 から140度00分 20メートルの点 タ 10から167度00分の方位線と対岸との交点 チ タから327度00分 70メートルの点 ツ 8 から128度00分110メートルの点 テ 8 から167度00分115メートルの点 ト 4 から285度00分 30メートルの点 ナ 4 から300度00分 70メートルの点 ニ 8 から172度00分100メートルの点 ヌ 8 から123度00分 90メートルの点 ネ タから327度00分 90メートルの点 ノ タから327度00分120メートルの点 ハ 11から 52度00分110メートルの点 ヒ 3 から 31度00分120メートルの点 フ 3 から355度00分 20メートルの点 ヘ 2 から173度00分の方位線と対岸との交点 ホ 1 から283度00分396メートルの点 マ 1 から272度45分231メートルの点 ミ 1 から285度00分216メートルの点 ム 1 から290度15分387メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2058号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町片田西大蔵地先 漁場区域 次の基点5、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、基点2の各点をそれぞれ順次結んだ直線と基点2・5間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町片田大蔵矢倉康業工場西端 基点2 志摩町片田三兵衛東鼻 基点3 志摩町片田猪の子島北鼻 基点4 志摩町片田猪の子島南鼻 基点5 志摩町片田久太郎北鼻 ア 4から232度00分 40メートルの点 イ 4から280度00分 70メートルの点 ウ 3から352度00分105メートルの点 エ 1から 10度00分355メートルの点 オ 2から335度00分 65メートルの点 カ 2から 47度00分 85メートルの点 キ 2から 91度30分120メートルの点 ク 2から110度00分 95メートルの点 ケ 2から 82度00分 55メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を176台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	片田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2059号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町片田西大蔵の地先 漁場区域 次の基点1、基点2、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点6の各点を順次結んだ直線と基点1・6間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 ただし、オバコ瀬の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線により囲まれた区域を除く 基点1 志摩町片田林行孝基地石垣南端 基点2 志摩町片田丸山島北鼻 基点3 志摩町片田茂平西鼻 基点4 志摩町片田三兵衛西鼻 基点5 志摩町片田三兵衛中鼻 基点6 志摩町片田西大蔵三兵衛東鼻矢倉基地西端 基点7 志摩町布施田畑野山の鼻 基点8 志摩町布施田鍛冶屋の鼻 基点9 志摩町布施田元長鼻 基点10 志摩町布施田藤谷の鼻 基点11 志摩町布施田与九郎の鼻 ア 2から7見通し線上20メートルの点 イ 3から8見通し線上両岸の中央点から片田よりへ15メートルを隔てた点 ウ 4から9見通し線上両岸の中央点から片田よりへ15メートルを隔てた点 エ 5から10見通し線上両岸の中央点から片田よりへ15メートルを隔てた点 オ 11から 57度00分155メートルの点 カ 11から 63度00分170メートルの点 キ 6から 10度00分325メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を117台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	布施田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2060号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町布施田地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点6の各点を 順次結んだ直線と基点1・6間の最大高潮時海岸線から 10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町布施田あぶしの岡浜口輝男宅北鼻 基点2 志摩町布施田姑の鼻 基点3 志摩町布施田鍛冶屋の鼻 基点4 志摩町布施田元長鼻 基点5 志摩町布施田藤谷の鼻 基点6 志摩町布施田与九郎の鼻 基点7 志摩町片田丸山島西鼻 基点8 志摩町片田茂平西鼻 基点9 志摩町片田三兵衛西鼻 基点10 志摩町片田三兵衛中鼻 ア 1から100度00分 50メートルの点 イ 2から7見通し線上20メートルの点 ウ 3から8見通し線上両岸の中央点から布施田 よりへ15メートルの点 エ 4から9見通し線上両岸の中央点から布施田 よりへ15メートルの点 オ 5から10見通し線上両岸の中央点から布施田 よりへ15メートルの点 カ 6から 77度00分 50メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 78台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	布施田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2061号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町布施田地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点9の各点を順次結んだ直線、基点5、シ、ス、セ、ソ、基点3の各点を順次結んだ直線、クとケ、コとサをそれぞれ結んだ直線並びに基点1・3間、基点5・6間、基点7・9間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線、基点6・7間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 ただし、タ、チ、ツ、テ、タの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域、ト、ナ、ニ、ヌ、トの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、ネの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域を除く 基点1 志摩町布施田一本松の鼻 基点2 志摩町布施田畑長次養殖場西端 基点3 志摩町布施田一本松中浦東鼻 基点4 志摩町布施田中森寿養殖場西端 基点5 志摩町布施田ケレ坊西鼻 基点6 志摩町布施田井上克己真珠作業場東端 基点7 志摩町布施田エビガモ鼻 基点8 志摩町布施田鉄砲塚の鼻 基点9 志摩町布施田鉄砲塚南の鼻 基点10 志摩町布施田松ヶ島北鼻 基点11 志摩町布施田松ヶ島南鼻 基点12 志摩町布施田松ヶ島西鼻 ア 1から 6度00分200メートルの点 イ 1から 46度00分345メートルの点 ウ 8から338度00分385メートルの点 エ 8から338度00分285メートルの点 オ 8から355度00分190メートルの点 カ 8から 80度00分 20メートルの点 キ 9から 80度00分 25メートルの点 ク 7から 14度20分 10メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を566台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	布施田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2061号 (続き)				ケ 7から 14度20分 20メートルの点 コ 6から 14度20分 20メートルの点 サ 6から 14度20分 10メートルの点 シ 5から357度00分 55メートルの点 ス 5から311度00分160メートルの点 セ 5から301度00分190メートルの点 ソ 3から356度00分 45メートルの点 タ 2から 31度20分 76メートルの点 チ 2から 25度20分170メートルの点 ツ 4から 6度20分125メートルの点 テ 4から356度50分 60メートルの点 ト 5から 4度00分160メートルの点 ナ 5から356度00分 75メートルの点 ニ 5から328度00分120メートルの点 ヌ 5から344度00分190メートルの点 ネ 10から 78度00分 75メートルの点 ノ 11から118度00分 10メートルの点 ハ 11から204度00分 20メートルの点 ヒ 11から245度00分 30メートルの点 フ 11から265度00分 40メートルの点 ヘ 12から280度00分 50メートルの点 ホ 10から328度00分 60メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2062号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町布施田地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、 コ、基点8の各点を順次結んだ直線、サ、シ、ス、セ、 ソ、タ、チの各点を順次結んだ直線並びに基点1・4 間、基点8・サ間の最大高潮時海岸線から10メートルを 隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町和具、布施田境界 基点2 志摩町布施田イワシ山南鼻 基点3 志摩町布施田コブクラ北鼻 基点4 志摩町布施田ヒミズ南鼻 基点5 志摩町布施田ヒミズ北の鼻 基点6 志摩町布施田臼島の南鼻 基点7 志摩町布施田臼島頂上 基点8 志摩町布施田一本松 基点9 志摩町和具すだれ島頂上 基点10 志摩町和具花川島東鼻 基点11 志摩町和具きょうづか鼻 基点12 志摩町和具ひょうたん鼻 基点13 志摩町和具めど島頂上 ア 1から297度00分の方位線とウ、イ直線の延 長線との交点 イ 2から9見通し線上両岸の中央点から布施田 よりへ5メートルを隔てた点 ウ 3から11見通し線上46メートルの点 エ 4から12見通し線上97メートルの点 オ 5から10見通し線上両岸の中央点から布施田 よりへ5メートルを隔てた点 カ 6から10見通し線上両岸の中央点から布施田 よりへ5メートルを隔てた点 キ 6から13見通し線上両岸の中央点から布施田 よりへ5メートルを隔てた点 ク 7から12見通し線上55メートルの点 ケ 8から272度00分130メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 154台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	布施田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2062号 (続き)				コ 8から344度00分 40メートルの点 サ 5から 87度00分の方角線と対岸との交点 シ 5から348度00分 30メートルの点 ス 5から288度00分 35メートルの点 セ 4から 12度00分 95メートルの点 ソ 4から 23度00分 95メートルの点 タ 4から245度00分 20メートルの点 チ 4から180度00分 15メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2063号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町布施田四つ島、兎山島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町布施田四つ島本場島西の鼻 基点2 志摩町布施田四つ島オワギの最高所 基点3 志摩町布施田四つ島上の鼻東鼻 基点4 志摩町布施田柏手島首切鼻 基点5 志摩町布施田兎山島五兵衛鼻 ア 2から和具間崎島庚申の鼻（306度00分） 見通し線上454メートルの点 イ 1から250度00分310メートルの点 ウ 1から233度00分220メートルの点 エ 3から139度00分320メートルの点 オ 3から 94度00分270メートルの点 カ 3から 43度00分 59メートルの点 キ 3から146度30分 75メートルの点 ク 1から196度00分 75メートルの点 ケ 1から347度00分 60メートルの点 コ 2から 10度00分 80メートルの点 サ 5から190度00分215メートルの点 シ 4から185度00分200メートルの点 ス 4から221度00分250メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 697台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	布施田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2064号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町布施田市場島、名高島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点11、コ、サ、シ、ス、ソ、タ、チ、ツ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点3・4間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 大王町波切、船越境界 基点2 志摩町布施田名高島東鼻 基点3 志摩町布施田名高島中鼻 基点4 志摩町布施田名高島南鼻 基点5 志摩町布施田市場島北鼻 基点6 志摩町布施田市場島南鼻 基点7 志摩町布施田兎山島洲鼻 基点8 志摩町布施田兎山島中鼻 基点9 大王町船越仙右エ門鼻 基点10 大王町船越源兵衛田の鼻 基点11 大王町ヒサゴ島頂上 基点12 大王町船越次郎六郎島北鼻 基点13 大王町船越次郎六郎東鼻 ア 4から180度00分 10メートルの点 イ 4から270度00分 70メートルの点 ウ 6から123度00分 90メートルの点 エ 6から290度00分100メートルの点 オ 7から 44度00分180メートルの点 カ 7から 72度00分105メートルの点 キ 11とケを結んだ直線とカとクを結んだ直線の交点 ク 9から253度30分100メートルの点 ケ 10から8 見通し線上両岸の中央点 コ 12から4 見通し線上両岸の中央点 サ 13から3 見通し線上両岸の中央点 シ 13とセを結んだ直線とコとサを結んだ直線の延長線との交点	1 浮設する筏の 最高限度を 132台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	布施田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2064号 (続き)				ス 1 とソを結んだ直線とシとセを結んだ直線との交点 セ 1 から279度20分153メートルの点 ソ 5 から 7度00分 30メートルの点 タ 2 から295度00分105メートルの点 チ 2 から 43度00分 30メートルの点 ツ 3 から 36度00分 15メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2065号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町布施田兎山島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町間崎島長畑南鼻 基点2 志摩町布施田柏手島首切鼻 基点3 志摩町布施田柏手島柏手島最高所 基点4 志摩町布施田兎山島西の南鼻 ア 3から 3度00分126メートルの点 イ 3から 6度00分 54メートルの点 ウ 4から274度00分135メートルの点 エ 2から249度00分 85メートルの点 オ 2から185度00分 32メートルの点 カ 2から185度00分 70メートルの点 キ 2から248度00分160メートルの点 ク 1から3見通し線上両岸の中央点から柏手島よりへ15メートルを隔てた点	1 浮設する筏の 最高限度を 33台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	布施田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2066号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町布施田兎山島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線と基点1・オ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線によって囲まれた区域 基点1 志摩町布施田兎山島洲の鼻 ア 1から321度45分121メートルの点 イ 1から 20度00分110メートルの点 ウ 1から 20度00分 13メートルの点 エ 1から286度00分 65メートルの点 オ 1から273度00分の方位線と対岸との交点 カ 1から281度30分 78メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 16台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	布施田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2067号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 志摩町間崎島くびきれ鼻 基点2 志摩町間崎島さえもんだの鼻 基点3 志摩町布施田一本松の鼻 ア 1から186度30分630メートルの点 イ 2から178度00分615メートルの点 ウ 3から 8度00分370メートルの点 エ 3から320度00分470メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を427台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2068号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具和具浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町布施田臼島南鼻 基点2 志摩町布施田一本松の鼻 基点3 志摩町布施田花川北島北端 基点4 志摩町和具塔ヶ崎 ア 1から3見通し線上210メートルの点 イ 1から3見通し線上75メートルの点 ウ 1から295度00分130メートルの点 エ 2から4見通し線上150メートルの点 オ 2から321度00分65メートルの点 カ 2から352度00分180メートルの点 キ 2から312度30分270メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を79台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2069号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	3月21日 から 11月30日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具和具浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの各点を順次結んだ直線及びク、ケ、コ、基点11の各点を順次結んだ直線、基点1・11間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域。ただし、花川島の最大高潮時海岸線から20メートルの区域を除く 基点1 志摩町和具、布施田境界 基点2 志摩町布施田イワシ山南鼻 基点3 志摩町布施田コブクラ北鼻 基点4 志摩町布施田ヒミズ南鼻 基点5 志摩町臼島南鼻 基点6 志摩町和具すだれ頂上 基点7 志摩町和具花川島北鼻 基点8 志摩町和具花川北島の北鼻 基点9 志摩町和具ひょうたん鼻 基点10 志摩町和具きょうづか鼻 基点11 志摩町和具若ヶ谷西鼻 ア 1から290度00分158メートルの点 イ 2から6見通し線上両岸の中央点から和具よりへ5メートルを隔てた点 ウ 3から10見通し線上56メートルの点 エ 4から9見通し線上107メートルの点 オ 4から341度30分126メートルの点 カ 4から325度00分147メートルの点 キ 4から334度00分194メートルの点 ク 7から9見通し線上 20メートルの点 ケ 5から8見通し線上170メートルの点 コ 5から8見通し線上210メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 143台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2070号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具和具浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点2・ア間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町和具キョウズカの鼻 基点2 志摩町和具たびた浦の標柱 ア 1から海岸線を南へ50メートルの点 イ アから 93度00分 75メートルの点 ウ 2から100度00分140メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を19台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2071号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具和具浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町和具おぶねおらしの標柱 基点2 志摩町和具キョウズカの鼻 ア 1から84度00分50メートルの点 イ 1から114度00分95メートルの点 ウ 2から93度00分40メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を77台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2072号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具オコゼ浦地先 漁場区域 次の基点1と基点2を結んだ直線並びに基点1・ア間の最大高潮時海岸線、基点2・ア間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町和具塔ヶ崎 基点2 志摩町和具からすぎ谷の鼻 ア 1から188度00分の方位線と対岸との交点	1 浮設する筏の最高限度を31台とする。 2 海底養殖をしてはならない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2073号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具地先 漁場区域 次の基点1、ア、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町和具松田音吉基地物揚場東北角 基点2 志摩町和具三角鼻標柱 ア 2から 17度00分 40メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 6台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2074号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具座賀島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町和具オブネオラシの標柱 基点2 志摩町和具水垂浜東崎 ア 1から 11度00分115メートルの点 イ 2から 6度00分120メートルの点 ウ 2から 2度00分430メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 64台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2075号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具座賀島地先 漁場区域 次の基点2、ケ、コ、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点4、キ、ク、基点3の各点を順次結んだ直線と基点3・2間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町越賀小浜鼻 基点2 志摩町和具座賀島船隠南鼻 基点3 志摩町和具座賀島西の鼻 基点4 志摩町和具ただこ島頂上 基点5 志摩町和具塔ヶ崎の石柱 基点6 志摩町和具水垂浜東崎 ア 1から 9度15分174メートルの点 イ 3から314度30分720メートルの点 ウ 4から 3度00分500メートルの点 エ 6から355度30分540メートルの点 オ 6から345度00分140メートルの点 カ 5から4見通し線上120メートルの点 キ 4から351度00分 70メートルの点 ク 3から 15度00分150メートルの点 ケ 1から 52度45分202メートルの点 コ 1から 31度00分240メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を858台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2076号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具座賀島地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔て た連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町和具座賀島船隠入江の西鼻 基点2 志摩町和具座賀島船隠中の南鼻 ア 1から174度20分 30メートルの点 イ 2から187度00分 30メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 8台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2077号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具間崎島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町和具高崎島わだの標柱 基点2 志摩町和具高崎島丸山 ア 1から276度00分220メートルの点 イ 1から333度00分 70メートルの点 ウ 2から304度00分 85メートルの点 エ 2から295度00分160メートルの点 オ 2から253度30分255メートルの点 カ 2から260度30分340メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 71台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	間崎	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2078号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具間崎島地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、 コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、 ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、基点15の各点を順次結んだ直 線、フ、ヘ、ホ、マ、基点20、ミ、ム、基点19の各点を 順次結んだ直線、基点21とメを結んだ直線並びに基点 1・メ間、基点15・フ間、基点19・21間の最大高潮時海 岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた 区域 基点1 志摩町和具間崎島いかやま東鼻 基点2 志摩町和具小高崎島とんぼり南鼻 基点3 志摩町和具小高崎島とんぼり北鼻 基点4 志摩町和具小高崎島北鼻 基点5 志摩町和具小高崎島二升播鼻 基点6 志摩町和具高崎島丸山 基点7 志摩町和具高崎島わだの標柱 基点8 志摩町和具高崎島東鼻 基点9 志摩町和具高崎島東南鼻 基点10 志摩町和具高崎島しげの鼻 基点11 阿児町立神土井ヶ原柳崎 基点12 阿児町立神天童島立崎 基点13 志摩町和具埋葬地島北鼻 基点14 志摩町和具埋葬地島南鼻 基点15 志摩町和具間崎島埋葬地の鼻西の標柱 基点16 志摩町和具間崎島さばあじろ鼻 基点17 志摩町和具間崎丸山鼻東鼻 基点18 志摩町和具間崎丸山鼻 基点19 志摩町和具間崎丸山鼻南鼻 基点20 志摩町和具間崎丸山島頂上 基点21 志摩町和具間崎島堤防南端 ア 1から3見通し線上 65メートルの点 イ 1から 14度00分125メートルの点 ウ 1から315度00分160メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 256台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	間崎	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2078号 (続き)				エ 6 から255度00分300メートルの点 オ 6 から263度00分180メートルの点 カ 7 から250度00分250メートルの点 キ 7 から250度00分170メートルの点 ク 6 から306度00分 50メートルの点 ケ 6 から237度00分 50メートルの点 コ 6 から237度00分125メートルの点 サ 2 から188度00分 75メートルの点 シ 5 から158度00分110メートルの点 ス 5 から 90度00分 50メートルの点 セ 5 から 90度00分120メートルの点 ソ 4 から110度20分105メートルの点 タ 4 から145度00分 45メートルの点 チ 4 から 76度00分 35メートルの点 ツ 10から170度00分 10メートルの点 テ 9 から100度00分 40メートルの点 ト 8 から 90度00分 30メートルの点 ナ 8 から 90度00分100メートルの点 ニ 8 から11見通し線上両岸の中央点から和具よりへ30メートルを隔てた点 ヌ 9 から100度00分 45メートルの点 ネ 4 から12見通し線上両岸の中央点から和具よりへ5メートルを隔てた点 ノ 16から12見通し線上両岸の中央点から和具よりへ10メートルを隔てた点 ハ 13から292度00分 55メートルの点 ヒ 14から270度00分 45メートルの点 フ 16から213度00分の方位線と対岸との交点 ヘ 16から222度00分 30メートルの点 ホ 17から 49度00分 55メートルの点 マ 17から358度00分 35メートルの点 ミ 18から300度00分 60メートルの点 ム 19から270度00分 20メートルの点 メ 21から180度00分の方位線と対岸との交点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2079号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具間崎島地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点15の各点を順次結んだ直線、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、基点12、基点11、ツ、テ、基点10の各点を順次結んだ直線、基点7、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、基点4の各点を順次結んだ直線、基点2と基点3、基点8と基点9を各々結んだ直線並びに基点1・2間、基点3・4間、基点7・8間、基点9・10間、基点15・シ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町和具間崎島うなぎ通りの南角 基点2 志摩町和具間崎島くすぼ北の標柱 基点3 志摩町和具間崎島くすぼ南の標柱 基点4 志摩町和具間崎長瀬南鼻 基点5 志摩町和具間崎くすご鼻 基点6 志摩町和具間崎島くびきれ西鼻 基点7 志摩町和具間崎島岩城常義作業場東角 基点8 志摩町和具間崎島岩城常義作業場北角 基点9 志摩町和具間崎島山本毅工場の標柱 基点10 志摩町和具間崎ぐみの木鼻 基点11 志摩町和具間崎島山本常義作業場の北端 基点12 志摩町和具間崎島岩城義輝作業場の標柱 基点13 志摩町和具間崎墓地東角 基点14 志摩町和具間崎島さえもんだの鼻 基点15 志摩町和具間崎島こいとの浜の標柱 ア 1から202度00分200メートルの点 イ 6から107度00分245メートルの点 ウ 6から145度00分130メートルの点 エ 6から217度00分120メートルの点 オ 6から213度00分135メートルの点 カ 14から151度00分160メートルの点 キ 14から124度00分 90メートルの点 ク 14から164度00分 50メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 354台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	間崎	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2079号 (続き)				ケ 14から175度00分155メートルの点 コ 15から127度00分235メートルの点 サ 15から153度00分115メートルの点 シ 14から264度00分の方位線と対岸との交点 ス 14から252度00分145メートルの点 セ 14から180度00分 10メートルの点 ソ 14から180度00分 40メートルの点 タ 13から147度00分 50メートルの点 チ 13から 80度00分 25メートルの点 ツ 11から157度00分 60メートルの点 テ 10から180度00分 30メートルの点 ト 6 から340度00分 25メートルの点 ナ 6 から264度00分 25メートルの点 ニ 6 から116度00分 40メートルの点 ヌ 5 から228度00分 45メートルの点 ネ 5 から 92度00分 95メートルの点 ノ 4 から 90度00分 25メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2080号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具宮ヶ島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 志摩町和具宮ヶ島 ア 1から145度00分315メートルの点 イ 1から154度00分415メートルの点 ウ 1から204度30分395メートルの点 エ 1から212度30分295メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 79台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	間崎	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2081号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具あじの島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 志摩町和具間崎島西の鼻 ア 1から264度00分185メートルの点 イ 1から224度00分480メートルの点 ウ 1から247度30分585メートルの点 エ 1から281度00分415メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 170台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	間崎	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2082号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具黒部島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町和具黒部島南鼻 ア 1から284度00分110メートルの点 イ 1から235度00分240メートルの点 ウ 1から261度00分345メートルの点 エ 1から274度30分300メートルの点 オ 1から268度00分235メートルの点 カ 1から291度30分205メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 49台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	間崎	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2083号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具間崎島地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、基点2 の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海 岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた 区域 基点1 志摩町和具間崎島西の鼻 基点2 志摩町和具間崎島岩城伊三郎作業場東角 基点3 志摩町和具間崎島一本松の標柱 基点4 志摩町和具間崎島いかやま西鼻 基点5 志摩町和具黒部島南鼻 ア 1から 0度00分 75メートルの点 イ 1から 53度00分105メートルの点 ウ 5から 61度00分 95メートルの点 エ 4から258度00分 10メートルの点 オ 4から196度00分 45メートルの点 カ 3から322度00分 30メートルの点 キ 3から270度00分 60メートルの点 ク 2から 90度00分 50メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 116台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	間崎	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2084号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具間崎島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町和具間崎島いかやま東鼻 ア 1から337度00分360メートルの点 イ 1から288度00分155メートルの点 ウ 1から268度00分370メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 63台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	間崎	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2085号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町越賀地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、基点3の各点を順次結んだ直線及び基点1・3間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町越賀松崎鼻 基点2 志摩町越賀蔭山鼻 基点3 志摩町越賀塩田南角 基点4 志摩町越賀船着場の鼻 ア 1から0度00分66メートルの点 イ 1から284度30分 85メートルの点 ウ 2から347度00分185メートルの点 エ 2から241度00分 17メートルの点 オ 4から335度00分 80メートルの点 カ 4から 3度00分 55メートルの点 キ 4から 38度00分115メートルの点 ク 3から320度00分 20メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 60台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	越賀	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2086号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町越賀地先 漁場区域 次の基点1とアを結んだ直線、イ、ウ、エ、オ、カ、基点7の各点を順次結んだ直線並びにア・イ間の両海岸線の中央点から越賀よりへ2.5メートルを隔てた連結線及び基点1・7間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町越賀丸田1705番地の標柱 基点2 志摩町和具奥山2663番地の5の標柱 基点3 志摩町越賀丸田鼻 基点4 志摩町和具三角鼻 基点5 志摩町越賀小浜鼻 基点6 志摩町越賀大差地1125番地の81の鼻 基点7 志摩町越賀松崎鼻 ア 1から2見通し線上両岸の中央点から越賀よりへ2.5メートルを隔てた点 イ 3から4見通し線上両岸の中央点から越賀よりへ2.5メートルを隔てた点 ウ 3から 76度30分 50メートルの点 エ 5から 70度00分 90メートルの点 オ 6から 73度00分305メートルの点 カ 6から328度00分155メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を214台とする。 2 海底養殖をしてはならない。	越賀	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2087号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町越賀大差地地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町越賀松崎鼻 ア 1から330度00分185メートルの点 イ 1から350度00分485メートルの点 ウ 1から 37度00分570メートルの点 エ 1から 43度00分500メートルの点 オ 1から 61度00分510メートルの点 カ 1から 63度00分535メートルの点 キ 1から 77度00分480メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 338台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	越賀	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2088号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町越賀地先 漁場区域 次の基点2と基点3を結んだ直線と基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点4の各点を順次結んだ直線及び基点1・2間、基点3・4間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町越賀武三鼻 基点2 志摩町越賀2496番地 基点3 志摩町越賀2494番地 基点4 志摩町越賀船着場の鼻 基点5 志摩町越賀蔭山鼻 ア 1から 57度00分 15メートルの点 イ 1から 87度30分145メートルの点 ウ 5から343度30分190メートルの点 エ 5から241度00分 25メートルの点 オ 4から330度00分 75メートルの点 カ 4から 58度00分 22メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 84台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	越賀	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2089号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町越賀馬の瀬地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 志摩町越賀、御座境界の標柱 基点2 志摩町越賀武三鼻 ア 1から 4度20分220メートルの点 イ 1から 4度20分605メートルの点 ウ 2から 12度40分555メートルの点 エ 2から 37度00分190メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を303台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	越賀	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2090号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町御座大浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から50メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町越賀、御座境界の標柱 基点2 志摩町御座大浦大崎の鼻 ア 1から 4度20分290メートルの点 イ 2から337度00分220メートルの点 ウ 2から322度30分140メートルの点 エ 2から 1度00分 70メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 114台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	御座	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2091号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町御座大浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔て た連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町御座大浦大崎の鼻 基点2 志摩町御座小崎の標柱（丸山鼻湾北の標柱） ア 1から296度00分120メートルの点 イ 2から305度00分132メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 6台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	御座	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2092号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町御座小浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線から50メートルを隔て た連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町御座甲崎の鼻 基点2 志摩町御座小崎の標柱（丸山鼻湾北の標柱） ア 1から339度00分230メートルの点 イ 2から322度00分190メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 78台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	御座	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2093号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町御座小浦地先 漁場区域 次の基点2と基点3を結んだ直線、基点4、ア、イの各点を順次結んだ直線並びに基点1・2間、基点3・4間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町御座小浦三番の鼻 基点2 志摩町御座魚見下の標柱 基点3 志摩町御座小浦の鼻 基点4 志摩町御座甲崎の鼻 ア 4から339度00分 90メートルの点 イ 1から135度00分 10メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を41台とする。 2 海底養殖をしてはならない。	御座	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2094号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町御座小浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 志摩町御座小浦しまぞえの鼻 ア 1から 38度00分 20メートルの点 イ 1から 60度00分 80メートルの点 ウ 1から118度00分120メートルの点 エ 1から149度00分 90メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 12台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	御座	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2095号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町御座小浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町御座小浦しまぞえの鼻 基点2 志摩町御座大浦大崎の鼻 ア 1から8度30分の方位線と2から287度30分の方位線との交点 イ 1から5度30分の方位線と2から306度00分の方位線との交点 ウ 1から36度00分の方位線と2から330度00分の方位線との交点 エ 1から56度00分の方位線と2から307度30分の方位線との交点	1 浮設する筏の最高限度を152台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	御座	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2096号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	5月1日 から 11月30日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町迫子迫子浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 浜島町迫子迫子蔵本東鼻 基点2 浜島町迫子かしの木 基点3 浜島町迫子ささ谷の標柱 ア 1から90度00分55メートルの点 イ 3から287度00分170メートルの点 ウ 3から287度30分131メートルの点 エ 2から319度30分183メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 36台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	迫子	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2097号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町迫子かぼやきもち地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 浜島町迫子かぼの鼻 ア 1から295度30分225メートルの点 イ 1から307度00分320メートルの点 ウ 1から331度00分230メートルの点 エ 1から331度00分120メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 29台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	浜島	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2098号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町迫子地先 漁場区域 次の基点5、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ア、 イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、基 点7の各点を順次結んだ直線、ソとタを結んだ直線並び に基点7・セ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔 てた連結線、基点5・セ間の最大高潮時海岸線から30 メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 浜島町迫子とりの鼻 基点2 浜島町迫子なが元の鼻 基点3 浜島町迫子北あじろの鼻 基点4 浜島町迫子ぜんきりの鼻 基点5 浜島町迫子ぜんきりの東鼻 基点6 浜島町迫子御木本工場栈橋 基点7 浜島町迫子大崎南鼻の標柱 基点8 浜島町迫子中の浜東の標柱 基点9 浜島町迫子大鼻 ア 1から 84度00分125メートルの点 イ 1から 70度30分220メートルの点 ウ 4から208度00分130メートルの点 エ 4から169度00分 90メートルの点 オ 1から 69度00分300メートルの点 カ 4から141度00分270メートルの点 キ 7から155度00分 80メートルの点 ク 8から123度00分 65メートルの点 ケ 8から107度00分135メートルの点 コ 9から143度00分140メートルの点 サ 9から152度00分 55メートルの点 シ 8から174度00分 30メートルの点 ス 7から195度00分 17メートルの点 セ ソから285度00分の方角線と対岸との交点 ソ 6から184度00分 80メートルの点 タ 6から181度00分105メートルの点 チ 5から201度00分 40メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 352台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	浜島	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2098号 (続き)				ツ 4 から210度00分 35メートルの点 テ 3 から 82度00分 80メートルの点 ト 3 から 77度00分 40メートルの点 ナ 2 から349度00分145メートルの点 ニ 2 から338度00分 70メートルの点 ヌ 2 から 45度00分 10メートルの点 ネ 1 から 82度00分 50メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2099号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町迫子亀の崎地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 浜島町迫子藤ヶ崎 基点2 浜島町迫子亀ヶ崎 ア 1から209度00分275メートルの点 イ 1から194度00分570メートルの点 ウ 2から187度00分410メートルの点 エ 2から198度00分125メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 301台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	浜島	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2100号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町浜島浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 浜島町浜島中田平七の鼻 ア 1から308度00分135メートルの点 イ 1から222度00分175メートルの点 ウ 1から237度00分235メートルの点 エ 1から294度00分200メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 33台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	浜島	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2101号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町浜島鴻の浦地先 漁場区域 次の基点2、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線、基点3、キ、カ、基点4の各点を順次結んだ直線、基点5とオを結んだ直線並びに基点1・オ間、基点2・3間、基点4・5間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線によって囲まれた区域 基点1 浜島町浜島銀四郎鼻 基点2 浜島町迫子大鼻 基点3 浜島町迫子イドガ谷西浦奥の堤防東端 基点4 浜島町迫子へイノシタ 基点5 浜島町迫子はばかけ鼻 ア 2から129度15分118メートルの点 イ 5から278度15分 93メートルの点 ウ 5から237度15分111メートルの点 エ 1から 51度00分 87メートルの点 オ 5から210度00分の方角線と対岸との交点 カ 4から260度00分 30メートルの点 キ 3から237度00分 25メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 108台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	浜島	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2102号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町浜島宝路ヶ浦地先 漁場区域 次の基点4、基点1、ア、基点3の各点を順次結んだ直線と基点3・4間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 浜島町浜島土取の鼻 基点2 浜島町浜島じょうきち鼻 基点3 浜島町浜島はつじ鼻 基点4 浜島町浜島すのさき口の鼻 ア 2から260度00分 10メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 172台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	浜島	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2103号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町塩屋浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カの各点を順次結んだ直線、 ク、キ、基点2の各点を順次結んだ直線、基点2・カの 最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とに よって囲まれた区域 基点1 浜島町塩屋はたの浜北鼻 基点2 浜島町塩屋はたの浜南鼻 基点3 浜島町塩屋奥猫背の鼻 ア 1から 84度00分 90メートルの点 イ 2から 74度00分 70メートルの点 ウ 2から 74度00分190メートルの点 エ 3から 56度00分160メートルの点 オ 2から197度00分 90メートルの点 カ 2から189度00分の方角線と対岸との交点 キ 2から 90度00分 45メートルの点 ク 2から 15度00分105メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 59台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	浜島	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2104号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町浜島田杭浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、 コ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区 域 基点1 浜島町浜島こげたのもとの標柱 基点2 浜島町浜島松の下鼻南中央の標柱 基点3 浜島町浜島雀崎 基点4 浜島町浜島よそがたに鼻 ア 1から 92度00分160メートルの点 イ 2から185度00分150メートルの点 ウ 2から245度00分 70メートルの点 エ 3から334度00分 60メートルの点 オ 3から319度30分110メートルの点 カ 4から 1度00分200メートルの点 キ 4から 1度00分 60メートルの点 ク 4から 57度00分 40メートルの点 ケ 1から334度30分130メートルの点 コ 1から 58度20分 35メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 115台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	浜島	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2105号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 浜島町浜島浜島浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔て た連結線とによって囲まれた区域 基点1 浜島町浜島はつち鼻西の標柱 基点2 浜島町浜島かええ鼻 ア 1から252度00分 50メートルの点 イ 2から174度00分110メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 18台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	浜島	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2106号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町塩屋雀崎西場地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 浜島町浜島黒島の鼻の標柱 基点2 浜島町塩屋雀崎西崎の標柱 ア 1から84度00分305メートルの点 イ 1から61度00分320メートルの点 ウ 2から142度00分240メートルの点 エ 2から158度00分360メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 83台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	浜島	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2107号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町迫子丹生の浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、 コ、サ、シ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・ 2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線 とによって囲まれた区域 基点1 浜島町迫子亀ヶ崎 基点2 浜島町迫子タコノボリ 基点3 浜島町迫子丹生の鼻 基点4 浜島町迫子タロさん鼻 基点5 浜島町迫子藤ヶ崎の標柱 基点6 浜島町迫子とりの鼻 ア 5から195度00分200メートルの点 イ 5から150度00分150メートルの点 ウ 6から111度00分165メートルの点 エ 6から 90度00分105メートルの点 オ 6から 82度00分 50メートルの点 カ 5から 48度00分 60メートルの点 キ 5から115度00分 45メートルの点 ク 5から230度00分115メートルの点 ケ 4から184度00分 30メートルの点 コ 3から108度00分 45メートルの点 サ 2から 8度00分110メートルの点 シ 2から 80度00分 45メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 331台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	浜島	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2108号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町宿浦小田の浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町宿浦あじ浜の鼻 基点2 南伊勢町宿浦木谷浦栃木鼻の西鼻 ア 1から334度00分115メートルの点 イ 2から1見通し線上130メートルの点 ウ 2から181度00分160メートルの点 エ アから1見通し線上85メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 59台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	宿浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2109号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷とば浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と 基点1・エ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔て た連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷とこなげ西の鼻 基点2 南伊勢町木谷とこなげ西の中鼻 基点3 南伊勢町木谷舟かくし ア 1から257度00分 50メートルの点 イ 2から247度00分 40メートルの点 ウ エから257度00分 30メートルの点 エ 3から105度00分の方位線と対岸との交点	1 浮設する筏の 最高限度を 15台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	神原	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2110号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷木谷浦との山の地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔て た連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷とこなげ東の鼻 基点2 南伊勢町木谷との山の沖鼻 基点3 南伊勢町木谷はげの西鼻 ア 1から3見通し線上145メートルの点 イ 2から 95度00分125メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 9台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	神原	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 12月20日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2111号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷木谷浦 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔て た連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷こし鼻 基点2 南伊勢町木谷はげの西鼻 基点3 南伊勢町木谷とこなげ東の鼻 基点4 南伊勢町木谷との山の後鼻 ア 1から4見通し線上45メートルの点 イ 2から3見通し線上35メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 25台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	神原	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2112号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷杉の浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コの各点を順次結んだ直線と基点1・サ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連絡線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷新木の鼻 基点2 南伊勢町木谷木場の鼻 基点3 南伊勢町木谷木場小谷 基点4 南伊勢町根次の鼻 基点5 南伊勢町木谷あさうらの鼻 基点6 南伊勢町木谷びょうぶ南鼻 基点7 南伊勢町木谷びょうぶ島北鼻 ア 1から44度00分 40メートルの点 イ 2から 4度00分 60メートルの点 ウ 3から140度00分110メートルの点 エ 6から274度00分100メートルの点 オ 6から293度00分 35メートルの点 カ 5から 48度00分 55メートルの点 キ 5から348度00分 10メートルの点 ク 7から 80度00分 30メートルの点 ケ 7から300度00分 50メートルの点 コ 4から100度00分 25メートルの点 サ コから215度00分の方角線と対岸との交点	1 浮設する筏の 最高限度を 84台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2113号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷杉の浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連絡線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷新あじろの鼻 基点2 南伊勢町木谷かいずの鼻 基点3 南伊勢町木谷又七の北鼻 基点4 南伊勢町木谷楠谷南鼻 基点5 南伊勢町木谷松の下鼻 ア 1から230度00分30メートルの点 イ 5から 51度00分225メートルの点 ウ 5から 49度00分195メートルの点 エ 2から270度00分 75メートルの点 オ 4から285度00分 90メートルの点 カ 4から 10度00分 15メートルの点 キ 3から111度00分105メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 141台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2114号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷杉島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷杉島北鼻 ア 1から323度00分120メートルの点 イ 1から225度00分345メートルの点 ウ 1から247度00分430メートルの点 エ 1から308度00分280メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 131台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2115号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷杉島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷杉島東鼻 基点2 南伊勢町木谷杉島南鼻 ア 1から75度00分90メートルの点 イ 1から100度00分115メートルの点 ウ 2から123度00分125メートルの点 エ 2から113度00分80メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 7台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2116号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷杉島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷琴ヶ島北端 基点2 南伊勢町木谷杉島北鼻 ア 1から320度00分195メートルの点 イ 1から290度00分 95メートルの点 ウ 2から107度00分 85メートルの点 エ 2から 15度00分 85メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 73台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2117号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷琴ヶ島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次 結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷琴ヶ島北端 基点2 南伊勢町木谷久八の鼻 基点3 南伊勢町木谷馬の背鼻 基点4 南伊勢町木谷舟かくし ア 1から 22度00分165メートルの点 イ 3から 13度00分 90メートルの点 ウ 4から 52度00分 45メートルの点 エ 4から 40度00分 25メートルの点 オ 3から 13度00分 35メートルの点 カ 2から125度00分 35メートルの点 キ 3から313度00分125メートルの点 ク 1から346度00分140メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 22台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2118号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷とこなげ地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷とこなげ東の鼻 基点2 南伊勢町下津とこなげ西の鼻 ア 1から 0度00分160メートルの点 イ 1から 0度00分 40メートルの点 ウ 2から295度00分 65メートルの点 エ 2から336度00分160メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 20台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2119号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷はげの地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷柿の木鼻 基点2 南伊勢町下津浦梅の木鼻 基点3 南伊勢町下津浦こつらの鼻 基点4 南伊勢町木谷くびらの鼻 基点5 南伊勢町木谷奥はげの鼻 基点6 南伊勢町木谷はげの鼻 ア 1から 17度00分125メートルの点 イ 1から 47度00分 80メートルの点 ウ 2から326度00分 10メートルの点 エ 3から278度00分 20メートルの点 オ 3から180度00分 50メートルの点 カ 4から 75度00分205メートルの点 キ 4から 94度00分185メートルの点 ク 4から 15度00分15メートルの点 ケ 5から 3度00分 50メートルの点 コ 6から308度00分 95メートルの点 サ 6から332度00分160メートルの点 シ 5から336度00分165メートルの点 ス 2から308度00分100メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 141台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2120号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町下津浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町下津浦あんやしきの鼻 基点2 南伊勢町下津浦ごんくの鼻 基点3 南伊勢町下津浦袋尻の鼻 基点4 南伊勢町下津浦だんびの鼻 基点5 南伊勢町下津浦たよむ鼻 ア 1から128度00分 45メートルの点 イ 2から300度00分 45メートルの点 ウ 3から323度00分 25メートルの点 エ 4から281度00分 20メートルの点 オ 5から228度00分 60メートルの点 カ 5から245度00分 95メートルの点 キ 5から282度00分150メートルの点 ク 3から309度00分125メートルの点 ケ 2から312度00分145メートルの点 コ 1から288度00分110メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 158台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2121号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町泉地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点2の各点を順次結んだ直線間と基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町泉かまやしきの鼻 基点2 南伊勢町泉地藏の鼻 ア 1から 53度00分 35メートルの点 イ 1から 68度00分 60メートルの点 ウ 1から115度00分 65メートルの点 エ 2から 85度00分 95メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 39台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2122号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町七日島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を 順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町七日島矢形の鼻 基点2 南伊勢町七日島くろ座の鼻 基点3 南伊勢町七日島どもりの鼻 基点4 南伊勢町七日島七日鼻 ア 1 から100度00分 95メートルの点 イ 2 から155度00分170メートルの点 ウ 3 から 97度00分195メートルの点 エ 3 から202度00分150メートルの点 オ 4 から221度00分145メートルの点 カ 4 から248度00分110メートルの点 キ 3 から150度00分 20メートルの点 ク 2 から 55度00分 55メートルの点 ケ 1 から115度00分 40メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 37台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2123号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町七日島上天日地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町七日島だまの木鼻 基点2 南伊勢町七日島上天日の鼻 基点3 南伊勢町七日島七日鼻 基点4 南伊勢町泉小島の南端 ア 1から300度00分 10メートルの点 イ 1から221度00分130メートルの点 ウ 2から213度00分105メートルの点 エ 3から255度00分140メートルの点 オ 3から260度00分210メートルの点 カ 2から268度00分215メートルの点 キ 2から330度00分180メートルの点 ク 4から260度00分 90メートルの点 ケ 4から316度00分 60メートルの点 コ 4から250度00分 20メートルの点 サ 4から132度00分 45メートルの点 シ 1から300度00分 35メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 151台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2124号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町五ヶ所浦飯満山の下地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次 結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町五ヶ所浦飯満炭焼の北鼻 基点2 南伊勢町五ヶ所浦飯満炭焼の南鼻 基点3 南伊勢町五ヶ所浦飯満二場の鼻 基点4 南伊勢町五ヶ所浦飯満芝の鼻 ア 1から 85度00分 65メートルの点 イ 1から121度00分 85メートルの点 ウ 2から310度00分 35メートルの点 エ 2から217度00分 45メートルの点 オ 3から165度00分 60メートルの点 カ 3から192度00分115メートルの点 キ 4から147度00分105メートルの点 ク 4から 41度00分 85メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 53台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2125号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町五ヶ所浦飯満地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町五ヶ所浦飯満藤のたな南鼻 基点2 南伊勢町五ヶ所浦飯満弥八の鼻 基点3 南伊勢町五ヶ所浦飯満弥八の内鼻 ア 1から295度00分 15メートルの点 イ 1から210度00分 80メートルの点 ウ 2から100度00分 30メートルの点 エ 3から112度00分 40メートルの点 オ 1から253度00分100メートルの点 カ 1から292度00分 80メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 21台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2126号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町五ヶ所浦飯満地先 漁場区域 次のコ、サ、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ直線及びケ・コ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町五ヶ所浦飯満汐江の鼻 基点2 南伊勢町五ヶ所浦飯満つえ鼻北鼻 基点3 南伊勢町五ヶ所浦飯満つえ鼻南鼻 ア 1から136度00分 25メートルの点 イ 1から136度00分115メートルの点 ウ 2から 75度00分140メートルの点 エ 2から106度00分145メートルの点 オ 3から128度00分100メートルの点 カ 3から128度00分 25メートルの点 キ 2から100度00分 45メートルの点 ク 2から315度00分 50メートルの点 ケ 2から345度00分の方角線と対岸との交点 コ 1から222度00分の方角線と対岸との交点 サ 1から245度00分 80メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 74台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2127号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町五ヶ所浦ごめん地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町五ヶ所浦飯満ごめんゆずの鼻 基点2 南伊勢町五ヶ所浦飯満こゆずの鼻 ア 1から256度00分430メートルの点 イ 1から260度00分570メートルの点 ウ 2から252度30分545メートルの点 エ 2から245度00分410メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 88台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2128号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町五ヶ所浦飯満ごめん地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町五ヶ所浦大浜弥平次の鼻 ア 1から302度00分145メートルの点 イ 1から262度00分120メートルの点 ウ 1から266度00分220メートルの点 エ 1から289度00分235メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 8台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2129号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町五ヶ所浦飯満地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町五ヶ所浦飯満さごぜに西鼻 基点2 南伊勢町五ヶ所浦飯満つぶりこずらし 基点3 南伊勢町五ヶ所浦飯満こゆずの北鼻 ア 1から200度00分 30メートルの点 イ 2から316度00分 55メートルの点 ウ 2から195度00分 35メートルの点 エ 3から355度00分 30メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 20台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2130号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町五ヶ所浦潟場地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、基点3の各点を順次結んだ直線及び基点2とカを結んだ直線並びに基点2・3間、ア・カ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連絡線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町五ヶ所浦いおじ鼻 基点2 南伊勢町五ヶ所浦潟の南鼻 基点3 南伊勢町五ヶ所浦春ヶ鼻 ア 1から 40度00分の方位線と対岸との交点 イ 1から 89度00分 85メートルの点 ウ 1から180度00分 70メートルの点 エ 3から 43度00分165メートルの点 オ 3から 71度00分100メートルの点 カ 2から 35度00分の方位線と対岸との交点	1 浮設する筏の 最高限度を 30台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2131号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町船越地先 漁場区域 次の基点5、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点3の各点を順次結んだ直線と基点3・5間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町船越、中津浜浦境界 基点2 南伊勢町船越雀島の西端 基点3 南伊勢町船越小切鼻 基点4 南伊勢町船越立島の鼻 基点5 南伊勢町船越三ツ石浜標識 基点6 南伊勢町船越志摩ヨットハーバー南端固定棧橋の付け根 基点7 南伊勢町中津浜浦雁島の西端 ア 5から7見通し線上70メートルの点 イ 6から205度00分125メートルの点 ウ 7から4見通し線上110メートルの点 エ 1からオ見通し線上210メートルの点 オ 2から248度00分187メートルの点 カ 4から292度30分208メートルの点 キ 3から324度30分 65メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 300台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	船越 (南伊勢町)	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2132号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町船越地先 漁場区域 次の基点2、ア、イ、ウ、基点1の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町船越志摩ヨットハーバー南端固定棧橋の対岸堤防の切れた部分中央部 基点2 南伊勢町船越、中津浜浦境界 基点3 南伊勢町船越立島の鼻 基点4 南伊勢町船越志摩ヨットハーバー南端固定棧橋の付け根 基点5 南伊勢町中津浜浦雁島 ア 2から265度30分175メートルの点 イ 5から3見通し線上75メートルの点 ウ 1から4見通し線上65メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 60台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	船越 (南伊勢町)	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2133号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町中津浜浦地先 漁場区域 次のア、ウ、エ、基点2、オ、イ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町中津浜浦松鼻の西鼻 基点2 南伊勢町中津浜浦亀島の頂上 ア 1から175度40分190メートルの点 イ 1から175度40分 40メートルの点 ウ 2から175度40分170メートルの点 エ 2から262度40分 85メートルの点 オ 2から 34度00分130メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 111台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	中津浜浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2134号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町中津浜浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町中津浜浦カンノメの鼻 基点2 南伊勢町中津浜浦船付場突堤先端 ア 1から123度00分200メートルの点 イ 1から123度00分 50メートルの点 ウ 2から 90度00分 70メートルの点 エ 2から113度00分250メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 55台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	中津浜浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2135号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町中津浜浦茶臼島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町中津浜浦茶臼島南鼻 ア 1から231度00分 50メートルの点 イ 1から226度00分280メートルの点 ウ 1から206度00分290メートルの点 エ 1から155度00分100メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 47台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 4 夜間標識を設 置しなければ ならない。	中津浜浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2136号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町中津浜浦地先 漁場区域 次のオ、ア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と基点 2・3間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連 結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町中津浜浦雁島 基点2 南伊勢町船越、中津浜浦境界の標柱 基点3 南伊勢町中津浜浦南外崎 基点4 南伊勢町中津浜浦まんぜの鼻 基点5 南伊勢町中津浜浦赤崎鼻の島 ア 4から335度00分140メートルの点 イ 1から5見通し線上280メートルの点 ウ 1から5見通し線上 15メートルの点 エ 2から180度00分 30メートルの点 オ 3から4見通し線上 30メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 124台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	中津浜浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2137号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町迫間浦地先（あくちの浦） 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町迫間浦下口の標柱 基点2 南伊勢町迫間浦じゅうろうの標柱 基点3 南伊勢町迫間浦川口の標柱 基点4 南伊勢町迫間浦ぐみの木東の標柱 基点5 南伊勢町迫間浦道瀬鼻 基点6 南伊勢町迫間浦道瀬浜の標柱 ア 4から120度00分320メートルの点 イ 6から133度00分230メートルの点 ウ 6から133度00分70メートルの点 エ 5から135度00分10メートルの点 オ 3から2見通し線上40メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 380台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	迫間浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2138号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町阿曾浦能々浦地先 漁場区域 次の基点1・6間、基点2・3間、基点4・5間をそれぞれ結んだ直線と基点1・2間、基点3・4間、基点5・6間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町阿曾浦じょうの鼻 基点2 南伊勢町大方竈赤崎岸壁西端 基点3 南伊勢町大方竈赤崎弥助林西鼻 基点4 南伊勢町大方竈突堤先端 基点5 南伊勢町阿曾浦しばの西鼻 基点6 南伊勢町阿曾浦船揚場東鼻	1 浮設する筏の 最高限度を 200台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2139号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町阿曾浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点6の各点を順次結んだ直線及び基点3・4間、基点5・6間をそれぞれ結んだ直線並びに基点1・3間、基点4・5間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町阿曾浦かごまつ鼻 基点2 南伊勢町阿曾浦せんげん鼻 基点3 南伊勢町阿曾浦六次郎畑の南鼻 基点4 南伊勢町阿曾浦六次郎畑の北鼻 基点5 南伊勢町道行竈阿曾浦界 基点6 南伊勢町道行竈竈口の鼻 ア 2から252度00分 60メートルの点 イ 3から265度00分 95メートルの点 ウ 4から 24度00分100メートルの点 エ 4から 33度00分240メートルの点 オ 5から258度00分140メートルの点 カ 5から305度00分185メートルの点 キ 6から 10度00分110メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を80台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成20年 11月20日 から 平成21年 1月31日 まで	平成21年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2140号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町阿曾浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町阿曾浦おかげ鼻 基点2 南伊勢町阿曾浦弁天向鼻 ア 1から102度00分 40メートルの点 イ 1から 39度00分240メートルの点 ウ 2から160度00分 55メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 42台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2141号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町大江地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町大江馬瀬の鼻 基点2 南伊勢町大江松ヶ崎南鼻 基点3 南伊勢町大江松ヶ崎西鼻 ア 1から218度00分 45メートルの点 イ 1から195度00分130メートルの点 ウ 2から173度00分225メートルの点 エ 3から205度00分320メートルの点 オ 3から252度00分140メートルの点 カ 2から105度00分 60メートルの点 キ 2から137度00分 85メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 140台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2142号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町道方地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔て た連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道方松鼻の北鼻 基点2 南伊勢町道方土穴南鼻 ア 1から 40度00分 50メートルの点 イ 2から 15度00分 45メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 8台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2143号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町道方丸島地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔て た連結線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道方松鼻の北鼻 基点2 南伊勢町道方丸島西鼻対岸の鼻 ア 1から 65度00分 75メートルの点 イ 2から 86度00分110メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 27台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2144号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町道方地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町道方毛無島南東端 ア 1から 31度00分120メートルの点 イ 1から145度00分140メートルの点 ウ 1から168度00分110メートルの点 エ 1から 7度00分105メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 21台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2145号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町道方地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次 結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道方かや鼻 基点2 南伊勢町道方奥村工場前の標識 基点3 南伊勢町道方おんやれ小島南端 基点4 南伊勢町道方毛無島南東端 ア 1から84度00分75メートルの点 イ 2から200度00分25メートルの点 ウ 3から185度00分30メートルの点 エ 4から190度00分55メートルの点 オ 4から185度00分115メートルの点 カ 3から183度00分85メートルの点 キ 2から195度00分70メートルの点 ク 1から118度00分85メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 45台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2146号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町道方大浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔て た連結線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道方桃の木東鼻 基点2 南伊勢町道方かや鼻 ア 1から142度00分 80メートルの点 イ 2から165度00分 35メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 14台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2147号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町道方大浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町道方桃の木鼻 基点2 南伊勢町道方かや鼻 ア 1から 50度00分 60メートルの点 イ 2から193度00分 55メートルの点 ウ 2から183度00分 80メートルの点 エ 1から 74度00分 55メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 5台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2148号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町慥柄浦中の島地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点2の各点を 順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から 10メートルを隔てた連結線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町慥柄浦中の島白浜の小鼻 基点2 南伊勢町慥柄浦中の島東鼻 ア 1から305度00分 25メートルの点 イ 1から329度00分 55メートルの点 ウ 1から 43度00分130メートルの点 エ 2から349度00分 85メートルの点 オ 2から 24度00分 60メートルの点 カ 2から 72度00分 55メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 35台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2149号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町阿曾浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔て た連結線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町阿曾浦造船所西鼻 基点2 南伊勢町阿曾浦たこうらじ鼻 ア 1から 0度00分 55メートルの点 イ 2から 39度00分 35メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 15台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2150号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町阿曾浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町阿曾浦こぼりまの鼻 ア 1から245度00分155メートルの点 イ 1から231度00分215メートルの点 ウ 1から262度00分360メートルの点 エ 1から274度00分330メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 32台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2151号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町阿曾浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町阿曾浦やりまつの鼻 ア 1から 0度00分300メートルの点 イ 1から330度00分350メートルの点 ウ 1から348度00分570メートルの点 エ 1から 0度00分560メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 24台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2152号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町慥柄浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町慥柄浦漁港F護岸北端 ア 1から342度00分160メートルの点 イ 1から 2度00分195メートルの点 ウ 1から 74度00分140メートルの点 エ 1から 93度00分 80メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 28台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	慥柄浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2153号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町贄浦東宮地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点2、ク、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町贄浦漁港西護岸突端西角 基点2 南伊勢町贄浦小豆方の鼻 基点3 南伊勢町贄浦東宮界大須の鼻 ア 1から320度00分 40メートルの点 イ 2から187度00分 90メートルの点 ウ 2から200度00分160メートルの点 エ 1から203度00分 85メートルの点 オ 1から211度00分160メートルの点 カ 3から194度00分180メートルの点 キ 3から170度00分 75メートルの点 ク 1から 11度00分105メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 74台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	贄浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2154号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町贄浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町贄浦港東防波堤標識灯 ア 1から 88度00分175メートルの点 イ 1から130度00分120メートルの点 ウ 1から155度00分 15メートルの点 エ 1から 50度00分108メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 15台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	贄浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2155号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町贄浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町贄浦西防波堤灯台 ア 1から 7度00分 20メートルの点 イ 1から252度00分125メートルの点 ウ 1から291度30分200メートルの点 エ 1から320度00分150メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 20台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	贄浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2156号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町贄浦かさらぎ池地先 漁場区域 次の基点1とアを結んだ直線、イとウを結んだ直線及び エとオを結んだ直線と基点1・イ間、ウ・エ間、オ・ア 間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町贄浦かさらぎ浜堤防南端 基点2 南伊勢町贄浦かさらぎ池中鼻 ア 1から240度00分の方位線と対岸との交点 イ 2から27度00分の方位線と対岸との交点 ウ イから165度00分の方位線と対岸との交点 エ オから10度00分の方位線と対岸との交点 オ 2から185度00分の方位線と対岸との交点	1 浮設する筏の 最高限度を 84台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	贄浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2157号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町奈屋浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町奈屋浦あらら浜東堤防の西端 ア 1から102度20分180メートルの点 イ 1から102度20分320メートルの点 ウ 1から121度00分350メートルの点 エ 1から134度30分240メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 33台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	奈屋浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2158号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町方座浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 南伊勢町方座浦桃の木 ア 1から292度00分140メートルの点 イ 1から329度00分195メートルの点 ウ 1から 40度00分130メートルの点 エ 1から108度00分 55メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 46台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	方座浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2159号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町方座浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次 結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町方座浦も崎 基点2 南伊勢町方座浦も崎うら鼻 基点3 南伊勢町方座浦ふなかくし北隅 ア 1から 85度00分280メートルの点 イ 1から100度00分255メートルの点 ウ 2から 17度00分165メートルの点 エ 2から297度00分 35メートルの点 オ 2から297度00分130メートルの点 カ 3から225度00分100メートルの点 キ 1から 25度00分210メートルの点 ク 1から 35度00分180メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 85台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	方座浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2160号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町棚橋竈いつかば地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 南伊勢町棚橋竈いつかば一本松 基点2 南伊勢町棚橋竈横川尻護岸東端 基点3 南伊勢町新桑竈がつけ松鼻 ア 1から3見通し線上 30メートルの点 イ 1から3見通し線上190メートルの点 ウ 2から190度00分200メートルの点 エ 2から190度00分 40メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 63台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	古和浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2161号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町三浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町三浦小岸の鼻 ア 1から281度15分650メートルの点 イ 1から299度40分540メートルの点 ウ 1から287度20分350メートルの点 エ 1から320度40分290メートルの点 オ 1から322度25分100メートルの点 カ 1から252度40分280メートルの点 キ 1から211度50分270メートルの点 ク 1から219度45分485メートルの点 ケ 1から242度30分485メートルの点 コ 1から244度30分420メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を185台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	三浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2162号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町矢口浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 紀北町矢口浦在前の標柱 基点2 紀北町矢口浦生熊鼻の第2の標柱 ア 1から116度00分 50メートルの点 イ 1から116度00分130メートルの点 ウ 2から125度00分110メートルの点 エ 2から125度00分 30メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 47台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	矢口浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2163号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町相賀はせが谷地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点3の各点を順次結んだ直線と 基点1・3間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔て た連結線とによって囲まれた区域 基点1 紀北町相賀ハセガ谷の標柱 基点2 紀北町相賀ヘタ大曲がり東よりの標柱 基点3 紀北町相賀ハセガ谷今井山境目の標柱 基点4 紀北町相賀ヘタ山水東側の標柱 ア 1から2見通し線上187.5メートルの点 イ 3から4見通し線上210メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 54台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	渡利	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2164号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市曾根町地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 尾鷲市曾根町大崎の鼻 基点2 尾鷲市曾根町かいらじろ大松の標柱 ア 1から346度00分 65メートルの点 イ 1から 15度00分 25メートルの点 ウ 1から 42度00分300メートルの点 エ 2から332度00分 20メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 126台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	古江	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2165号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市古江町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 古江町白崎護岸第1の標識 ア 1から97度00分150メートルの点 イ 1から110度00分220メートルの点 ウ 1から176度00分260メートルの点 エ 1から190度00分205メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 42台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	古江	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2166号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市曾根町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 曾根町浜端突角の標柱 基点2 曾根町田の尻の標柱 ア 1から 54度00分480メートルの点 イ 2から294度00分 20メートルの点 ウ 2から248度00分305メートルの点 エ 2から266度00分550メートルの点 オ 1から 63度00分 80メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 260台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	曾根浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2167号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市曾根町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 曾根町中垣内東突角の標柱 基点2 曾根町浜突端角の標柱 ア 1から350度00分330メートルの点 イ 1から 40度00分205メートルの点 ウ 2から 48度00分290メートルの点 エ 2から 38度00分120メートルの点 オ 1から 40度00分 35メートルの点 カ 1から315度00分260メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 172台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	曾根浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2701号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	11月1日 から 翌年 4月30日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町塩屋浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 浜島町塩屋えびが崎南鼻 ア 1から172度00分100メートルの点 イ 1から172度00分200メートルの点 ウ 1から190度30分200メートルの点 エ 1から257度30分100メートルの点	1 海底養殖を してはなら ない。	塩屋	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2702号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	11月1日 から 翌年 4月30日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町宿浦ゆぶの浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町宿浦和田浜わださき島の頂上 基点2 南伊勢町宿浦ひらせやいの鼻 ア 1から269度30分134メートルの点 イ 2から298度00分115メートルの点	1 海底養殖をしてはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。	宿浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2703号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	11月1日 から 翌年 4月30日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町宿浦小田の浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と 基点1・エ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔て た連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町宿浦あじ浜の鼻 基点2 南伊勢町宿浦木谷浦泊浜石 基点3 南伊勢町宿浦木谷浦栃木鼻の西鼻 ア 1から334度00分 30メートルの点 イ 3から181度00分160メートルの点 ウ 2から313度00分108メートルの点 エ ウから194度00分の方位線と対岸との交点	1 海底養殖を してはなら ない。 2 夜間標識を設 置しなければ ならない。	宿浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2704号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	11月1日 から 翌年 4月30日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷小田の浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷泊浜石 基点2 南伊勢町栃木鼻の西鼻 基点3 南伊勢町あじ浜の鼻 ア 2から3見通し線上80メートルの点	1 海底養殖をしてはならない。	宿浦 神原	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2705号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	11月1日 から 翌年 4月30日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷栃木鼻地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷長浜の北隅の標柱 基点2 南伊勢町木谷中木谷栃木鼻 ア 1から315度00分 60メートルの点 イ 1から309度00分220メートルの点 ウ 2から283度00分230メートルの点 エ 2から256度00分110メートルの点	1 海底養殖を してはなら ない。 2 夜間標識を設 置しなければ ならない。	宿浦 神原	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2706号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	11月1日 から 翌年 4月30日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町中津浜浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 南伊勢町中津浜浦宮の谷の鼻 基点2 南伊勢町中津浜浦ボンボの小島 基点3 南伊勢町中津浜浦カンノメの鼻 ア 1から115度00分180メートルの点 イ 1から 44度00分 90メートルの点 ウ 2から126度00分 20メートルの点 エ 3から123度00分 50メートルの点 オ 3から123度00分200メートルの点	1 海底養殖をしてはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。	中津浜浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2707号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	11月1日 から 翌年 4月30日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町中津浜浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町中津浜浦雁島 基点2 南伊勢町中津浜浦赤崎島 ア 1から198度00分150メートルの点 イ 1から229度00分190メートルの点 ウ 2から320度00分215メートルの点 エ 2から345度00分150メートルの点	1 海底養殖を してはなら ない。 2 夜間標識を設 置しなければ ならない。	中津浜浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2708号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	11月1日 から 翌年 4月30日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町奈屋浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町奈屋浦あらら浜東堤防の西端 ア 1から 65度30分 90メートルの点 イ 1から 75度00分170メートルの点 ウ 1から135度00分230メートルの点 エ 1から151度00分180メートルの点	1 海底養殖を してはなら ない。	奈屋浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2709号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	11月1日 から 翌年 4月30日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町東宮地先（小納戸浦） 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町切戸の標柱 基点2 南伊勢町東宮くそが浜の第2標柱 基点3 南伊勢町河内もうさの鼻 基点4 南伊勢町河内三蔵の標柱 基点5 南伊勢町河内、東宮界赤石鼻 基点6 南伊勢町東宮大石 ア 1から305度00分 60メートルの点 イ 1から210度00分100メートルの点 ウ 6から111度00分360メートルの点 エ 2から230度00分190メートルの点 オ 3から 57度00分255メートルの点 カ 3から118度00分 90メートルの点 キ 4から193度00分230メートルの点 ク 4から159度00分150メートルの点 ケ 5から272度00分100メートルの点 コ 5から157度00分 30メートルの点 サ 6から 58度00分110メートルの点	1 海底養殖をしてはならない。	神前浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2710号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	11月1日 から 翌年 4月30日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町方座浦寺倉地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町方座浦も崎うら鼻 基点2 南伊勢町方座浦寺倉東の標柱 基点3 南伊勢町方座浦寺倉西の標柱 ア 1から280度00分 85メートルの点 イ 2から3見通し線上 65メートルの点 ウ 2から3見通し線上100メートルの点 エ 1から280度00分120メートルの点	1 海底養殖を してはなら ない。	方座浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2711号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	11月1日 から 翌年 4月30日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町方座浦もみ浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町方座浦松鼻 基点2 南伊勢町方座浦あじろの浜南隅 基点3 南伊勢町方座浦そうびらし南の浜南隅 基点4 南伊勢町方座浦立崎 ア 1から277度00分 45メートルの点 イ 1から235度00分170メートルの点 ウ 2から340度00分 60メートルの点 エ 3から 39度00分105メートルの点 オ 4から183度00分110メートルの点 カ 4から 39度00分 55メートルの点 キ 1から302度00分の方位線と4から 82度00分の方位線との交点	1 海底養殖をしてはならない。	方座浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2712号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	11月1日 から 翌年 4月30日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町東長島大名倉地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町東長島大名倉背合腰基標 基点2 紀北町東長島新山谷ひがき鼻小島 ア 1から281度00分247メートルの点 イ 1から265度00分220メートルの点 ウ 2から 73度00分140メートルの点 エ 2から280度00分 70メートルの点 オ 2から312度00分115メートルの点 カ 2から 46度00分165メートルの点	1 海底養殖をしてはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。	長島町	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2713号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	11月1日 から 翌年 4月30日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町東長島浅間地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 紀北町東長島浅間がまの前小島 ア 1から205度00分150メートルの点 イ 1から238度00分190メートルの点 ウ 1から258度00分136メートルの点 エ 1から212度00分 72メートルの点	1 海底養殖をしてはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。	長島町	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2714号	第1種 区画漁業	真珠 養殖業	11月1日 から 翌年 4月30日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町相賀渡利地先 漁場区域 次の基点1、ア、イの各点を順次結んだ直線と基点2、ウ、エの各点を順次結んだ直線及び基点1・2間とイ・エ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 紀北町小浦臼ヶ谷突端 基点2 紀北町相賀渡利新へタの岩 ア 1から282度30分120メートルの点 イ 1から295度00分の方角線と対岸との交点 ウ 2から295度00分135メートルの点 エ 2から305度00分の方角線と対岸との交点	1 海底養殖をしてはならない。 2 夜間標識を設置しなければならない。	渡利	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2801号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神土井ヶ原島、天童島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町立神土井ヶ原島中の通り西鼻 基点2 阿児町立神土井ヶ原島中の通り中鼻 基点3 阿児町立神土井ヶ原島中の通り東鼻 基点4 阿児町立神土井ヶ原島潮早の北鼻 基点5 阿児町立神天童島潮早の南鼻 基点6 阿児町立神天童島かき鼻 基点7 阿児町立神天童島宗吉鼻 ア 1から256度00分 75メートルの点 イ 2から 99度00分 80メートルの点 ウ 3から293度30分 50メートルの点 エ 3から125度00分 50メートルの点 オ 4から279度00分 45メートルの点 カ 4から197度00分 25メートルの点 キ 5から330度00分 25メートルの点 ク 5から289度00分 75メートルの点 ケ 5から312度00分 85メートルの点 コ 5から319度00分140メートルの点 サ 6から 77度00分 85メートルの点 シ 6から 10度00分 25メートルの点 ス 7から358度00分 35メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 59台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2802号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神天童島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シの各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町立神小天童島東鼻 基点2 阿児町立神小天童島南鼻 基点3 阿児町立神天童島七栗の東鼻 基点4 阿児町立神天童島七栗の西鼻 基点5 阿児町立神天童島くすほ浦の西鼻 基点6 阿児町立神天童島くすほ東鼻 基点7 阿児町立神天童島くすほ鼻 基点8 阿児町立神天童島くすほ北鼻 基点9 志摩町布施田兔山島西の北鼻 基点10 志摩町布施田ヒサゴ島頂上 ア 1から86度30分20メートルの点 イ 1から10見通し線上60メートルの点 ウ 7から9見通し線上両岸の中央点から7方向へ15メートルの点 エ 7から218度00分110メートルの点 オ 8から214度00分40メートルの点 カ 7から241度00分50メートルの点 キ 6から123度00分35メートルの点 ク 5から125度00分10メートルの点 ケ 4から180度00分10メートルの点 コ 3から196度00分70メートルの点 サ 3から152度00分75メートルの点 シ 2から238度00分20メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を75台とする。 2 海底養殖をしてはならない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2803号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	3月21日 から 12月19日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町立神西山の大鼻 基点2 阿児町立神ひらたの西鼻 ア 1から262度00分 90メートルの点 イ 2から219度00分310メートルの点 ウ 2から219度00分210メートルの点 エ 2から230度30分165メートルの点 オ 2から214度00分45メートルの点 カ 1から230度00分35メートルの点 キ 1から262度00分30メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 91台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2804号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	3月21日 から 12月19日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町立神地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アを順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町立神弁天の鼻 基点2 阿児町立神金内田の鼻 ア 1から207度00分 90メートルの点 イ 1から207度00分580メートルの点 ウ 2から214度00分415メートルの点 エ 2から214度00分 30メートルの点 オ 2から255度00分 40メートルの点 カ 1から197度00分135メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 139台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	立神	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2805号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	3月16日 から 12月24日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明寺河原賢島地先 漁場区域 次の基点2、ソ、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点12の各点を順次結んだ直線、キ、ク、基点11の各点を順次結んだ直線、基点8、シ、ス、セの各点を順次結んだ直線、基点3と基点4、基点5と基点6、コとサ、基点10とケを各々結んだ直線並びに基点2・3間、基点4・5間、基点6・7間、基点8・9間、ケ・基点11、キ・基点12間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線、基点9・10間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町神明天ヶ崎 基点2 阿児町神明天ヶ崎東鼻 基点3 阿児町神明やきの崎そわ 基点4 阿児町神明寺河原奥の北鼻 基点5 阿児町神明寺河原奥の南鼻 基点6 阿児町神明寺河原芝の中鼻 基点7 阿児町神明寺河原芝の鼻 基点8 阿児町神明寺河原はちのはら 基点9 阿児町神明かがみゆわの鼻 基点10 阿児町神明寺河原一番の鼻 基点11 阿児町神明賢島たまのく崎 基点12 阿児町神明賢島井戸ヶ谷東鼻 基点13 阿児町神明賢島井戸ヶ谷の鼻 基点14 阿児町神明賢島宝生の鼻 基点15 阿児町神明賢島船かくし北鼻 基点16 浜島町迫子がぼの鼻 ア 1から141度00分 45メートルの点 イ 1から104度00分110メートルの点 ウ 15から16見通し線上115メートルの点 エ 15から16見通し線上 60メートルの点 オ 14から293度30分 65メートルの点 カ 8から13見通し線上100メートルの点 キ 11から212度00分の方角線と対岸との交点	1 浮設する筏の 最高限度を 30台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2805号 (続き)				ク 13から 3度00分 60メートルの点 ケ 10から170度00分の方角線と対岸との交点 コ 9から161度00分 20メートルの点 サ 9から161度00分 10メートルの点 シ 8から13見通し線上 90メートルの点 ス 7から174度00分 90メートルの点 セ 7から250度00分 10メートルの点 ソ 2から 90度00分 25メートルの点					

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2806号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	3月16日 から 12月24日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明やきの崎地先 漁場区域 次の基点4、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、 コ、基点1の各点を順次結んだ直線及び基点2・3間を 結んだ直線並びに基点1・2間、基点3・4間の最大高 潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲 まれた区域 基点1 阿児町神明やきの崎すの鼻東鼻 基点2 阿児町神明やきの崎前のさがり松 基点3 阿児町神明やきの崎前のなかぜの鼻 基点4 阿児町神明天ヶ崎西鼻 基点5 阿児町神明やきの崎あまがさき 基点6 阿児町神明賢島船かくし南鼻 基点7 阿児町神明やきの崎洲の鼻 ア 4から247度00分 35メートルの点 イ 5から205度00分 50メートルの点 ウ 5から141度00分 45メートルの点 エ 5から104度00分110メートルの点 オ 6から255度30分 75メートルの点 カ 6から255度30分325メートルの点 キ 1から160度10分172メートルの点 ク 7から123度00分195メートルの点 ケ 7から 96度00分135メートルの点 コ 1から160度10分 75メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 6台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2807号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	3月16日 から 12月24日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明やきの崎地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線と 基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔て た連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町神明やきの崎すの鼻 基点2 阿児町神明やきの崎すの鼻東鼻 ア 1から124度30分 87メートルの点 イ 2から160度10分 75メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 3台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2808号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明やきの崎賢島地先 漁場区域 次の基点10、ツ、テ、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点3の各点を順次結んだ直線、基点7と基点8、シとス、セとソ、タとチを結んだ直線並びに基点3・5間、基点9・10間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線、基点5・6間、基点8・9間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線、基点6・7間の最大高潮時海岸線から30メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町神明やきの崎すの鼻 基点2 阿児町神明寺河原はちのはら 基点3 阿児町神明賢島井戸ヶ谷東鼻 基点4 阿児町神明賢島井戸ヶ谷の鼻 基点5 阿児町神明賢島宝生の浦東鼻 基点6 阿児町神明賢島宝生の鼻 基点7 阿児町神明賢島船かくし北鼻 基点8 阿児町神明賢島船かくし南鼻 基点9 阿児町神明あぶねよいこの鼻東鼻 基点10 阿児町神明賢島つづくら西鼻 基点11 浜島町迫子がぼの鼻 ア 1から125度50分 10メートルの点 イ 1から124度30分 87メートルの点 ウ 1から142度00分155メートルの点 エ 6から9見通し線上130メートルの点 オ 6から9見通し線上 75メートルの点 カ 8から255度30分325メートルの点 キ 8から255度30分 75メートルの点 ク 7から10見通し線上115メートルの点 ケ 7から10見通し線上 60メートルの点 コ 6から293度30分 65メートルの点 サ 2から4見通し線上100メートルの点 シ 5から320度00分 10メートルの点 ス 5から320度00分 20メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を15台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
				セ 6 から270度00分 20メートルの点 ソ 6 から270度00分 30メートルの点 タ 9 から180度00分 20メートルの点 チ 9 から180度00分 10メートルの点 ツ 10から254度00分240メートルの点 テ 1 から10見通し線上 90メートルの点 ト 1 から227度00分 40メートルの点					

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2809号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明賢島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点5を順次結んだ直線、基点4、キ、ク、ケ、基点3を順次結んだ直線並びに基点1・3間、基点4・5間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町神明賢島つづくら中鼻 基点2 阿児町神明賢島山勝の中鼻 基点3 阿児町神明山勝工場東端 基点4 阿児町神明釜鼻東端 基点5 阿児町神明賢島馬骨の鼻 ア 1から92度00分の方位線とイから4度00分の方位線との交点 イ 2から198度00分190メートルの点 ウ 2から184度00分160メートルの点 エ 3から153度00分70メートルの点 オ 4から153度00分70メートルの点 カ 5から174度00分100メートルの点 キ 4から153度00分60メートルの点 ク 3から153度00分60メートルの点 ケ 3から190度00分10メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を4台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2810号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明多徳島、横山島の地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点9の各点を順次結んだ直線、基点12、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、基点3の各点を順次結んだ直線、基点6と基点14を結んだ直線並びに基点1・3間、基点4・12間、基点6・9間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 ただし、びしゃご島の最大高潮時海岸線から15メートルを隔てた連結線によって囲まれた区域を除く 基点1 阿児町神明多徳島みか鼻 基点2 阿児町神明多徳島東鼻 基点3 阿児町神明多徳島東側突堤基部 基点4 阿児町神明多徳島芝の鼻 基点5 阿児町神明多徳島西側石柱 基点6 阿児町神明横山島舟かくしの鼻 基点7 阿児町神明横山島貝塚の鼻 基点8 阿児町神明横山島蝦がかりの鼻 基点9 阿児町神明横山島ひのきの西鼻 基点10 阿児町神明横山島よもがもの鼻 基点11 阿児町神明横山島げげくらの鼻 基点12 阿児町神明横山島西鼻 基点13 阿児町神明横山島じょうの浦西鼻 基点14 阿児町神明横山島しらが浦の鼻 ア 1から280度00分 85メートルの点 イ 1から218度00分110メートルの点 ウ 5から182度00分175メートルの点 エ 5から174度00分160メートルの点 オ 5から174度00分120メートルの点 カ 5から139度00分110メートルの点 キ 4から126度30分185メートルの点 ク 7から213度00分210メートルの点 ケ 8から144度00分 40メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 3台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2810号 (続き)				コ 8から 40度20分 95メートルの点 サ 10から 28度20分 80メートルの点 シ 1から 96度00分100メートルの点 ス 1から 96分30分110メートルの点 セ 2から320度00分 65メートルの点 ソ 2から11見通し線上 12メートルの点 タ 11から 2 見通し線上 32メートルの点 チ 10から258度00分125メートルの点 ツ 10から345度00分 25メートルの点 テ 9から 23度00分 15メートルの点 ト 12から189度00分 35メートルの点 ナ 12から255度00分 90メートルの点 ニ 12から 2 見通し線上 36メートルの点 ヌ 2から12見通し線上 15メートルの点 ネ 3から136度00分 30メートルの点 ノ 3から180度00分 20メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2811号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、 コ、サ、シ、ス、基点1の各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 阿児町神明つもとの東鼻 基点2 阿児町神明つもと崎 基点3 阿児町神明しょうずくの鼻 基点4 阿児町神明塩の浜 基点5 阿児町神明ホウガ崎 基点6 阿児町神明たいこ鼻 基点7 阿児町神明横山島よもがもの鼻 基点8 阿児町神明枯島西鼻 基点9 阿児町立神たたみ崎 基点10 阿児町立神呼ヶ崎 基点11 阿児町立神ありのと渡り東鼻 ア 2から11見通し線上110メートルの点 イ 3から11見通し線上 40メートルの点 ウ 10から338度30分160メートルの点 エ 4から7見通し線上 60メートルの点 オ 5から160度00分135メートルの点 カ 6から192度00分 80メートルの点 キ 8から292度00分120メートルの点 ク 8から348度00分240メートルの点 ケ 9から354度00分120メートルの点 コ 10から297度00分120メートルの点 サ 3から11見通し線上 50メートルの点 シ 2から11見通し線上120メートルの点 ス 1から11見通し線上120メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 3台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2812号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	3月16日 から 12月24日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、基点22の各点を順次結んだ直線、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、基点17、基点16の各点を順次結んだ直線、基点13、ツ、テ、基点12の各点を順次結んだ直線、基点2と基点3、基点4と基点5、基点6と基点7、基点10と基点11、基点14と基点15をそれぞれ結んだ直線並びに基点1・2間、基点3・4間、基点5・6間、基点7・10間、基点11・12間、基点13・14間、基点15・16間、基点21・22間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 ただし、弁天島の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線によって囲まれた区域を除く 基点1 阿児町神明つもとの東鼻 基点2 阿児町神明つもと崎 基点3 阿児町神明浅間鼻 基点4 阿児町神明ろくろめの鼻 基点5 阿児町神明こがま 基点6 阿児町神明しょうずくの中鼻 基点7 阿児町神明しょうずくの前 基点8 阿児町神明しょうずくの鼻 基点9 阿児町神明塩の浜 基点10 阿児町神明びょうぶ 基点11 阿児町神明くろ島の鼻 基点12 阿児町神明前方黒島の鼻 基点13 阿児町神明前方あぶしの鼻東鼻 基点14 阿児町神明前方あぶしの鼻 基点15 阿児町神明うちこえの鼻東鼻 基点16 阿児町神明うちこえの鼻 基点17 阿児町神明里中しし鼻 基点18 阿児町神明賢島西がもの鼻 基点19 阿児町神明賢島土取の鼻 基点20 阿児町神明賢島土取の浦基標	1 浮設する筏の 最高限度を 11台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2812号 (続き)				基点21 阿児町神明賢島赤島の鼻 基点22 阿児町神明賢島ちどりの東鼻 基点23 阿児町神明賢島ちどりの西鼻 基点24 阿児町神明賢島ほうが崎 基点25 阿児町神明横山島よもがもの鼻 基点26 阿児町立神呼ヶ崎 基点27 阿児町立神ありのと渡り東鼻 ア 2から27見通し線上110メートルの点 イ 8から27見通し線上 40メートルの点 ウ 26から338度30分160メートルの点 エ 9から25見通し線上 60メートルの点 オ 24から160度00分135メートルの点 カ 24から137度00分 70メートルの点 キ 23から155度00分 90メートルの点 ク 23から22見通し線上 10メートルの点 ケ 21から240度00分 20メートルの点 コ 21から187度00分 65メートルの点 サ 21から149度00分 65メートルの点 シ 20から150度00分 45メートルの点 ス 20から 78度00分 10メートルの点 セ 19から180度00分 20メートルの点 ソ 19から 80度00分 40メートルの点 タ 18から 53度00分 40メートルの点 チ 17から175度00分 25メートルの点 ツ 13から180度00分 60メートルの点 テ 12から175度00分 75メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2813号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	3月16日 から 12月24日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町神明地先 漁場区域 次の基点1と基点2を結んだ直線、基点3と基点4を結んだ直線及び基点1・4間と基点2・3間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町神明里中浅間鼻 基点2 阿児町神明中山つもと崎 基点3 阿児町神明中山いけすの鼻 基点4 阿児町神明里中うおむら崎	1 浮設する筏の 最高限度を 34台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2814号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	3月21日 から 12月14日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町鵜方地先 漁場区域 漁場区域 次のア、イ、ウ、エの各点及び、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線並びに基点3・4間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町鵜方すの鼻の北鼻 基点2 阿児町鵜方やきの崎西鼻 基点3 阿児町鵜方やきの崎作業場南角 基点4 阿児町鵜方あこうちばの鼻 ア 1から265度00分 36メートルの点 イ 1から265度00分 90メートルの点 ウ 4から285度00分 233メートルの点 エ 4から283度00分 16メートルの点 オ 3から338度00分 20メートルの点 カ 2から338度00分 30メートルの点 キ 2から205度15分 25メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を1台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	鵜方	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2815号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	3月21日 から 12月14日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町鵜方地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ直線、コ、サ、シ、スの各点を順次結んだ直線、基点2と基点3、基点5と基点6、基点7と基点8の各点をそれぞれ結んだ直線並びにア・基点2間、基点6・7間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線、基点3・4間、基点8・9間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 阿児町鵜方あこうちばの鼻 基点2 阿児町鵜方金平谷の東鼻 基点3 阿児町鵜方どんどおちの鼻 基点4 阿児町鵜方福川原東の鼻 基点5 浜島町迫子よぼし西鼻 基点6 浜島町迫子塔ヶ崎北鼻 基点7 浜島町迫子塔ヶ崎北の標柱 基点8 阿児町鵜方滑島南鼻北の標柱 基点9 阿児町鵜方滑島北鼻 基点10 阿児町鵜方滑島ほそい鼻 基点11 阿児町鵜方滑島東鼻 基点12 阿児町鵜方うきしまの鼻 ア 1から289度15分の方位線と陸岸との交点 イ 1から289度15分500メートルの点 ウ 1から289度15分320メートルの点 エ 1から 31度00分 70メートルの点 オ 1から 86度00分 60メートルの点 カ 11から 90度00分 20メートルの点 キ 11から 90度00分 10メートルの点 ク 11から 0度00分 80メートルの点 ケ 10から 53度00分 20メートルの点 コ 9から332度00分 20メートルの点 サ 5から6見通し線上10メートルの点 シ 4から9見通し線上15メートルの点 ス 4から165度00分 25メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 10台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	鵜方	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2816号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町鵜方地先 漁場区域 次のア、イ、基点2、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町鵜方すの鼻の北鼻 基点2 阿児町鵜方、神明境界から北方向に5メートルの基標 ア 1から265度00分 90メートルの点 イ 2から255度00分140メートルの点 ウ 2から337度00分 50メートルの点 エ 1から265度00分 36メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を18台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	鵜方	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2817号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市大王町波切地先 漁場区域 次のイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、 ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、イの各点を順次結んだ直 線によって囲まれた区域 基点1 大王町波切首切鼻 基点2 大王町波切まないた浦東の鼻 基点3 大王町波切横山鼻 基点4 大王町波切石山の鼻 基点5 大王町波切山の神東鼻 基点6 大王町波切黒崎 基点7 大王町波切黒崎東の鼻 基点8 大王町波切船越鼻 基点9 大王町波切おぐらの鼻 基点10 阿児町立神菅崎東鼻 基点11 阿児町立神みやが崎東崎 基点12 阿児町立神ちょうちん鼻 基点13 阿児町立神赤崎 ア 2から322度00分 40メートルの点 イ ウからア見通し線上174メートルの点 ウ 3から13見通し線上 47メートルの点 エ 3から 94度00分 80メートルの点 オ 4から12見通し線上 35メートルの点 カ 5から12見通し線上45メートルの点 キ 6から323度00分 40メートルの点 ク 7から11見通し線上50メートルの点 ケ 8から292度00分120メートルの点 コ 8から10見通し線上40メートルの点 サ 9から255度00分105メートルの点 シ 9から330度00分 30メートルの点 ス 9から351度00分 95メートルの点 セ 8から10見通し線上100メートルの点 ソ 7から 0度00分 90メートルの点 タ 6から349度00分 90メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 10台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	波切	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2817号 (続き)				チ 5 から12見通し線上130メートルの点 ツ 3 から13見通し線上180メートルの点 テ ツからト見通し線上190メートルの点 ト 1 から334度00分247メートルの点					

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2818号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市大王町波切地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 大王町船越、波切境界 基点2 大王町波切首切南鼻 基点3 大王町波切首切鼻 基点4 大王町波切首切中鼻 基点5 大王町波切首切北鼻 基点6 大王町波切まないた浦西の鼻 基点7 大王町波切まないた浦の標柱 基点8 大王町波切まないた浦東の鼻 ア 1から279度20分 45メートルの点 イ 1から325度00分175メートルの点 ウ 2から246度00分 20メートルの点 エ 2から 19度00分 20メートルの点 オ 3から177度00分 60メートルの点 カ 3から296度00分 30メートルの点 キ 4から354度00分 40メートルの点 ク 5から335度00分 30メートルの点 ケ 6から 78度00分 30メートルの点 コ 7から296度00分130メートルの点 サ 7から296度00分 40メートルの点 シ 7から347度00分 47メートルの点 ス 7から337度00分115メートルの点 セ 8から322度00分 40メートルの点 ソ 8から 52度00分 46メートルの点 タ 8から 8度00分183メートルの点 チ 3から334度00分247メートルの点 ツ 3から281度00分 95メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 10台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	波切	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2818号 (続き)				テ 2 から184度00分 60メートルの点 ト 1 から279度20分130メートルの点					

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2819号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市大王町船越地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、基点5の各点を順次結んだ直線、基点3と基点4、エとオをそれぞれ結んだ直線、基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線並びに基点2・3間、基点4・5間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 大王町船越大鼻の標柱 基点2 大王町船越忠兵衛鼻の標柱 基点3 大王町船越山際万一郎作業場石垣の南角 基点4 大王町船越伊藤金弥作業場石垣の北角 基点5 大王町船越赤崎 ア 1から174度00分 55メートルの点 イ 2から174度00分105メートルの点 ウ 5から179度00分 72メートルの点 エ 2から174度00分 20メートルの点 オ 2から174度00分 10メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 14台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	船越 (志摩市)	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2820号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市大王町船越地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、基点19の各点を順次結んだ直線、コとサ、基点16と基点17、基点14と基点15、シとス、基点9と基点10、基点7と基点8、セとソ、タとチ、ツとテ、トとナをそれぞれ結んだ直線、基点3・4間、基点5・6間、基点13・14間、基点15・16間、基点17・18間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線並びにアと基点3間、基点4・5間、基点6・7間、基点8・9間、基点10・13間、基点18・19間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 大王町船越宗四郎の鼻 基点2 大王町船越与四郎の鼻 基点3 大王町船越北村清毅作業場石垣の東角 基点4 大王町船越南重二作業場石垣の南東角 基点5 大王町船越山際徳保作業場石垣の南西角 基点6 大王町船越半女の東鼻 基点7 大王町船越フネコシの東鼻 基点8 大王町船越くびきれの鼻 基点9 大王町船越中山寿一埋立地東角 基点10 大王町船越亀山仙右衛門の鼻 基点11 大王町船越呂八鼻 基点12 大王町船越宗兵鼻 基点13 大王町船越英虞湾マリン石垣の西端 基点14 大王町船越いけす北側西の標柱 基点15 大王町船越いけす南側西の標柱 基点16 大王町船越いわなりの標柱 基点17 大王町船越山際享作業場石垣の東北角 基点18 大王町船越カントク屋作業場石垣の北端 基点19 大王町船越けきや北鼻 ア 1から271度00分303メートルの点 イ 1から108度30分143メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を50台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	船越 (志摩市)	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2820号 (続き)				ウ 1から197度00分110メートルの点 エ 1から119度30分 80メートルの点 オ 2から170度00分190メートルの点 カ 2から104度30分230メートルの点 キ 11から205度00分200メートルの点 ク 11から222度00分85メートルの点 ケ 19から313度00分75メートルの点 コ 18から 70度00分 20メートルの点 サ 18から 70度00分 10メートルの点 シ 13から175度00分 10メートルの点 ス 13から175度00分 20メートルの点 セ 6から100度00分 20メートルの点 ソ 6から100度00分 10メートルの点 タ 5から230度00分 10メートルの点 チ 5から230度00分 20メートルの点 ツ 4から122度00分 20メートルの点 テ 4から122度00分 10メートルの点 ト 3から165度00分 10メートルの点 ナ 3から165度00分 20メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2821号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市大王町船越地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カの各点を順次結んだ直線、基点1と基点2、キとク間をそれぞれ結んだ直線、基点1を中心に半径20メートルの円上の連結線、基点2・3間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線、基点3・カ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 大王町船越ケヤキ鼻北鼻 基点2 大王町船越浦山西の鼻北鼻 基点3 大王町船越治平鼻 基点4 大王町船越浜口庄司工場の標柱 基点5 大王町船越大王町船越山際平兵衛工場の標柱 ア 1から262度00分66メートルの点 イ 3から252度00分 85メートルの点 ウ 4から257度00分100メートルの点 エ 4から174度00分 65メートルの点 オ 5から131度00分 57メートルの点 カ 5から 84度00分の方角線と対岸との交点 キ 3から250度00分 10メートルの点 ク 3から250度00分 20メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 6台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	船越 (志摩市)	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2822号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市大王町船越前浜地先 漁場区域 次のア、イ、ウの各点を順次結んだ直線と基点ア・ウ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 大王町船越城山の鼻 ア 1から0度00分の方角線と対岸との交点 イ 1から0度00分185メートルの点 ウ 1から308度00分の方角線と対岸との交点	1 浮設する筏の最高限度を121台とする。 2 海底養殖をしてはならない。	船越 (志摩市)	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2823号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町片田大蕨・小蕨・長田地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、 コ、サ、シ、ス、基点9の各点を順次結んだ直線、タ、 チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、基点10の各点を 順次結んだ直線、基点11、ハ、ヒ、フ、基点3の各点を 順次結んだ直線、基点2とへ、基点5と基点6、セとソ をそれぞれ結んだ直線並びに基点1・2間、基点3・へ 間、基点7・9間、基点10・11間の最大高潮時海岸線から 10メートルを隔てた連結線、基点5・タ間、基点6・ 7間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線 とによって囲まれた区域 ただし、大蕨島の最大高潮時海岸線から10メートルを隔 てた連結線及びホ、マ、ミ、ム、ホの各点を順次結んだ 直線とによって囲まれた区域を除く 基点1 志摩町片田覚田工場の標柱 基点2 志摩町片田マゴ谷北の中鼻 基点3 志摩町片田旧文吉工場の標柱 基点4 志摩町片田与五郎鼻 基点5 志摩町片田旧奥野寅一工場の標柱 基点6 志摩町片田平賀進工場西端の標柱 基点7 志摩町片田山八工場北角 基点8 志摩町片田茂市鼻 基点9 志摩町片田久太郎北鼻 基点10 志摩町片田小蕨島南鼻 基点11 志摩町片田小蕨島東鼻 基点12 志摩町片田猪子島北鼻 基点13 志摩町片田大蕨島弥五郎鼻 基点14 志摩町片田大蕨島西鼻 ア 1から330度00分 30メートルの点 イ 1から260度00分 55メートルの点 ウ 1から284度00分120メートルの点 エ 1から319度00分115メートルの点 オ 1から331度00分160メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 182台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	片田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2823号 (続き)				カ 14から343度00分 70メートルの点 キ 12から 40度00分195メートルの点 ク 14から243度00分 90メートルの点 ケ 14から151度00分 30メートルの点 コ 13から 41度00分 30メートルの点 サ 13から271度30分 75メートルの点 シ 9 から 62度00分 95メートルの点 ス 9 から354度00分 30メートルの点 セ 7 から140度00分 10メートルの点 ソ 7 から140度00分 20メートルの点 タ 10から167度00分の方位線と対岸との交点 チ タから327度00分 70メートルの点 ツ 8 から128度00分110メートルの点 テ 8 から167度00分115メートルの点 ト 4 から285度00分 30メートルの点 ナ 4 から300度00分 70メートルの点 ニ 8 から172度00分100メートルの点 ヌ 8 から123度00分 90メートルの点 ネ タから327度00分 90メートルの点 ノ タから327度00分120メートルの点 ハ 11から 52度00分110メートルの点 ヒ 3 から 31度00分120メートルの点 フ 3 から355度00分 20メートルの点 ヘ 2 から173度00分の方位線と対岸との交点 ホ 1 から283度00分396メートルの点 マ 1 から272度45分231メートルの点 ミ 1 から285度00分216メートルの点 ム 1 から290度15分387メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2824号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町布施田地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点6の各点を 順次結んだ直線と基点1・6間の最大高潮時海岸線から 10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町布施田あぶしの岡浜口輝男宅北鼻 基点2 志摩町布施田姑の鼻 基点3 志摩町布施田鍛冶屋の鼻 基点4 志摩町布施田元長鼻 基点5 志摩町布施田藤谷の鼻 基点6 志摩町布施田与九郎の鼻 基点7 志摩町片田丸山島西鼻 基点8 志摩町片田茂平西鼻 基点9 志摩町片田三兵衛西鼻 基点10 志摩町片田三兵衛中鼻 ア 1から100度00分 50メートルの点 イ 2から7見通し線上20メートルの点 ウ 3から8見通し線上両岸の中央点から布施田 よりへ15メートルの点 エ 4から9見通し線上両岸の中央点から布施田 よりへ15メートルの点 オ 5から10見通し線上両岸の中央点から布施田 よりへ15メートルの点 カ 6から 77度00分 50メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 20台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	布施田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2825号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町布施田地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点9の各点を順次結んだ直線、基点5、シ、ス、セ、ソ、基点3の各点を順次結んだ直線、クとケ、コとサをそれぞれ結んだ直線並びに基点1・3間、基点5・6間、基点7・9間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線、基点6・7間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 ただし、タ、チ、ツ、テ、タの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域、ト、ナ、ニ、ヌ、トの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、ネの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域を除く 基点1 志摩町布施田一本松の鼻 基点2 志摩町布施田畑長次養殖場西端 基点3 志摩町布施田一本松中浦東鼻 基点4 志摩町布施田中森寿養殖場西端 基点5 志摩町布施田ケレ坊西鼻 基点6 志摩町布施田井上克己真珠作業場東端 基点7 志摩町布施田エビガモ鼻 基点8 志摩町布施田鉄砲塚の鼻 基点9 志摩町布施田鉄砲塚南の鼻 基点10 志摩町布施田松ヶ島北鼻 基点11 志摩町布施田松ヶ島南鼻 基点12 志摩町布施田松ヶ島西鼻 ア 1から 6度00分200メートルの点 イ 1から 46度00分345メートルの点 ウ 8から338度00分385メートルの点 エ 8から338度00分285メートルの点 オ 8から355度00分190メートルの点 カ 8から 80度00分 20メートルの点 キ 9から 80度00分 25メートルの点 ク 7から 14度20分 10メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を40台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	布施田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2825号 (続き)				ケ 7から 14度20分 20メートルの点 コ 6から 14度20分 20メートルの点 サ 6から 14度20分 10メートルの点 シ 5から357度00分 55メートルの点 ス 5から311度00分160メートルの点 セ 5から301度00分190メートルの点 ソ 3から356度00分 45メートルの点 タ 2から 31度20分 76メートルの点 チ 2から 25度20分170メートルの点 ツ 4から 6度20分125メートルの点 テ 4から356度50分 60メートルの点 ト 5から 4度00分160メートルの点 ナ 5から356度00分 75メートルの点 ニ 5から328度00分120メートルの点 ヌ 5から344度00分190メートルの点 ネ 10から 78度00分 75メートルの点 ノ 11から118度00分 10メートルの点 ハ 11から204度00分 20メートルの点 ヒ 11から245度00分 30メートルの点 フ 11から265度00分 40メートルの点 ヘ 12から280度00分 50メートルの点 ホ 10から328度00分 60メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2826号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町布施田地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、基点8の各点を順次結んだ直線、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チの各点を順次結んだ直線並びに基点1・4間、基点8・サ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町和具、布施田境界 基点2 志摩町布施田イワシ山南鼻 基点3 志摩町布施田コブクラ北鼻 基点4 志摩町布施田ヒミズ南鼻 基点5 志摩町布施田ヒミズ北の鼻 基点6 志摩町布施田臼島の南鼻 基点7 志摩町布施田臼島頂上 基点8 志摩町布施田一本松 基点9 志摩町和具すだれ島頂上 基点10 志摩町和具花川島東鼻 基点11 志摩町和具きょうづか鼻 基点12 志摩町和具ひょうたん鼻 基点13 志摩町和具めど島頂上 ア 1から297度00分の方位線とウ、イ直線の延長線との交点 イ 2から9見通し線上両岸の中央点から布施田よりへ5メートルを隔てた点 ウ 3から11見通し線上46メートルの点 エ 4から12見通し線上97メートルの点 オ 5から10見通し線上両岸の中央点から布施田よりへ5メートルを隔てた点 カ 6から10見通し線上両岸の中央点から布施田よりへ5メートルを隔てた点 キ 6から13見通し線上両岸の中央点から布施田よりへ5メートルを隔てた点 ク 7から12見通し線上55メートルの点 ケ 8から272度00分130メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を20台とする。 2 海底養殖をしてはならない。	布施田	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2826号 (続き)				コ 8 から344度00分 40メートルの点 サ 5 から 87度00分の方角線と対岸との交点 シ 5 から348度00分 30メートルの点 ス 5 から288度00分 35メートルの点 セ 4 から 12度00分 95メートルの点 ソ 4 から 23度00分 95メートルの点 タ 4 から245度00分 20メートルの点 チ 4 から180度00分 15メートルの点			平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで		

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2827号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具高崎島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町和具大高崎島丸山鼻 基点2 志摩町和具大高崎島しげの鼻 基点3 志摩町和具小高崎島どんぼり北鼻 基点4 志摩町和具小高崎島北鼻 ア 1から226度00分120メートルの点 イ 1から222度00分 50メートルの点 ウ 1から128度00分 55メートルの点 エ 2から258度00分110メートルの点 オ 2から170度00分 10メートルの点 カ 4から 76度00分 35メートルの点 キ 4から342度00分 25メートルの点 ク 3から326度00分 40メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 27台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2828号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 志摩町間崎島くびきれ鼻 基点2 志摩町間崎島さえもんだの鼻 基点3 志摩町布施田一本松の鼻 ア 1から186度30分630メートルの点 イ 2から178度00分615メートルの点 ウ 3から 8度00分370メートルの点 エ 3から320度00分470メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 50台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2829号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具和具浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町布施田臼島南鼻 基点2 志摩町布施田一本松の鼻 基点3 志摩町布施田花川北島北端 基点4 志摩町和具塔ヶ崎 ア 1から3見通し線上210メートルの点 イ 1から3見通し線上75メートルの点 ウ 1から295度00分130メートルの点 エ 2から4見通し線上150メートルの点 オ 2から321度00分65メートルの点 カ 2から352度00分180メートルの点 キ 2から312度30分270メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を20台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2830号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具和具浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの各点を順次結んだ直線及びク、ケ、コ、基点11の各点を順次結んだ直線、基点1・11間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域。ただし、花川島の最大高潮時海岸線から20メートルの区域を除く 基点1 志摩町和具、布施田境界 基点2 志摩町布施田イワシ山南鼻 基点3 志摩町布施田コブクラ北鼻 基点4 志摩町布施田ヒミズ南鼻 基点5 志摩町臼島南鼻 基点6 志摩町和具すだれ頂上 基点7 志摩町和具花川島北鼻 基点8 志摩町和具花川北島の北鼻 基点9 志摩町和具ひょうたん鼻 基点10 志摩町和具きょうづか鼻 基点11 志摩町和具若ヶ谷西鼻 ア 1から290度00分158メートルの点 イ 2から6見通し線上両岸の中央点から和具よりへ5メートルを隔てた点 ウ 3から10見通し線上56メートルの点 エ 4から9見通し線上107メートルの点 オ 4から341度30分126メートルの点 カ 4から325度00分147メートルの点 キ 4から334度00分194メートルの点 ク 7から9見通し線上20メートルの点 ケ 5から8見通し線上170メートルの点 コ 5から8見通し線上210メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を15台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2831号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具和具浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点2・ア間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町和具キョウズカの鼻 基点2 志摩町和具たびた浦の標柱 ア 1から海岸線を南へ50メートルの点 イ アから 93度00分 75メートルの点 ウ 2から100度00分140メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を2台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2832号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具和具浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町和具おぶねおらしの標柱 基点2 志摩町和具キョウズカの鼻 ア 1から84度00分50メートルの点 イ 1から114度00分95メートルの点 ウ 2から93度00分40メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を5台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2833号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具オコゼ浦地先 漁場区域 次の基点1と基点2を結んだ直線並びに基点1・ア間の最大高潮時海岸線、基点2・ア間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町和具塔ヶ崎 基点2 志摩町和具からすぎ谷の鼻 ア 1から188度00分の方位線と対岸との交点	1 浮設する筏の 最高限度を 10台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2834号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具雑賀島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町和具オブネオラシの標柱 基点2 志摩町和具水垂浜東崎 ア 1から 11度00分115メートルの点 イ 2から 6度00分120メートルの点 ウ 2から 2度00分430メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 10台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2835号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具雑賀島地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点4の各点を順次結んだ直線と基点1・4間の最大高潮時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 志摩町和具雑賀島松ヶ鼻 基点2 志摩町和具ただこ島頂上 基点3 志摩町和具からすぎ谷の鼻 基点4 志摩町和具雑賀島南の鼻 ア 1から20度00分80メートルの点 イ 2から351度00分70メートルの点 ウ 3から2見通し線上50メートルの点 エ 3から4見通し線上50メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 163台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2836号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具座賀島地先 漁場区域 次の基点2、カ、キ、ク、ア、イ、ウ、基点4の各点を 順次結んだ直線及び基点2・3間の最大高潮時海岸線から 10メートルを隔てた連結線、基点3・4間の最大高潮 時海岸線から20メートルを隔てた連結線とによって囲ま れた区域 基点1 志摩町和具座賀島船隠中の南鼻 基点2 志摩町和具座賀島船隠入江の西鼻 基点3 志摩町和具座賀島船隠入江の東鼻 基点4 志摩町和具座賀島南の鼻 ア 1から153度15分132メートルの点 イ 3から183度00分160メートルの点 ウ 4から250度00分 45メートルの点 エ 3から249度20分 20メートルの点 オ 3から249度20分 10メートルの点 カ 2から174度20分 20メートルの点 キ 1から120度00分 69メートルの点 ク 1から129度15分130メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 58台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	和具	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2837号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町越賀大差地地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町越賀松崎の鼻 基点2 志摩町越賀いつぞや湾、東の先 基点3 志摩町越賀大差地1125番地の81の鼻 ア 1から282度00分160メートルの点 イ 1から318度00分220メートルの点 ウ 3から342度00分265メートルの点 エ 2から 0度00分142メートルの点 オ 1から 0度00分 66メートルの点 カ 1から 0度00分 22メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 83台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	越賀	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2838号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町越賀地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 志摩町越賀、御座境界の基標 基点2 志摩町越賀武三鼻 ア 1から4度20分105メートルの点 イ 1から4度20分220メートルの点 ウ 2から23度00分170メートルの点 エ 2から50度00分95メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 78台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	越賀	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2839号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町御座大浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、基点1、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町御座小崎の標柱（丸山鼻湾北の標柱） ア 1から231度00分190メートルの点 イ 1から283度00分276メートルの点 ウ 1から313度00分224メートルの点 エ 1から318度50分135メートルの点 オ 1から305度00分132メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 72台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	御座	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2840号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町迫子浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 浜島町迫子鍋浜の標識（ペンキ） 基点2 浜島町迫子藤兵衛鼻の標柱 基点3 浜島町迫子えびす岩 基点4 浜島町迫子洲の崎 ア 4から 0度00分 17メートルの点 イ 4から317度30分 60メートルの点 ウ 4から260度00分110メートルの点 エ 3から291度00分 80メートルの点 オ 2から206度00分 90メートルの点 カ 2から185度00分 80メートルの点 キ 2から202度00分 30メートルの点 ク 2から158度00分 20メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 21台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	迫子	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2841号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町塩屋浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、コ、ケ、ク、基点4を順次結んだ直線、基点2、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点5の各点を順次結んだ直線並びに基点1・2間、基点4・5間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 浜島町塩屋土取西の標柱 基点2 浜島町塩屋土取東の標柱 基点3 浜島町塩屋千びきの下の標柱 基点4 浜島町塩屋甚八鼻 基点5 浜島町塩屋丸山 基点6 浜島町塩屋えびの鼻 ア 1から319度20分の方位線と対岸との交点 イ 2から66度00分80メートルの点 ウ 6から250度00分65メートルの点 エ 6から321度00分20メートルの点 オ 5から80度00分65メートルの点 カ 5から173度00分40メートルの点 キ 5から245度00分25メートルの点 ク 4から3見通し線上65メートルの点 ケ 4から236度00分155メートルの点 コ アから4見通し線上20メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 79台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	塩屋	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2842号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	4月1日 から 11月30日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町畔杯浦地先 漁場区域 次の基点4、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、 コ、基点2、基点3の各点を順次結んだ直線と基点3・ 4間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線 とによって囲まれた区域 基点1 浜島町迫子畔杯鼻 基点2 浜島町迫子とが崎 基点3 阿児町鵜方滑島南鼻 基点4 阿児町鵜方滑島東鼻 基点5 阿児町神明すの鼻 基点6 浜島町迫子畔杯鼻北鼻 基点7 浜島町迫子ほもちの鼻 基点8 浜島町迫子おぐらの鼻 基点9 浜島町迫子とが崎西鼻 ア 4から 90度00分 20メートルの点 イ 4から 86度00分 60メートルの点 ウ 5からエ見通し線上200メートルの点 エ 1から3見通し線上 30メートルの点 オ 6から342度30分 25メートルの点 カ 6から342度30分 65メートルの点 キ 7から8見通し線上120メートルの点 ク 7から8見通し線上 55メートルの点 ケ 9から170度00分110メートルの点 コ 2から150度00分 30メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 119台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	浜島 迫子 神明 鵜方	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2843号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町畔杯浦地先 漁場区域 次の基点2、ア、イ、ウ、エ、基点4を順次結んだ直線及び基点2・4間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 浜島町迫子畔杯鼻北鼻 基点2 浜島町迫子ほもちの鼻 基点3 浜島町迫子おぐらの鼻 基点4 浜島町迫子松の下鼻 基点5 浜島町迫子三平川口（4から208度20分の対岸） ア 2から3見通し線上120メートルの点 イ 1から342度30分 65メートルの点 ウ 1から342度30分 25メートルの点 エ 4から5見通し線上110メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 46台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	浜島 迫子 神明 鵜方	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2844号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市浜島町迫子大鼻かぼ地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 浜島町迫子かぼの鼻 基点2 浜島町迫子宝地の北鼻 基点3 浜島町迫子わだ鼻 基点4 浜島町迫子わだ 基点5 浜島町迫子大鼻北鼻 ア 1から 85度00分135メートルの点 イ 4から 40度00分325メートルの点 ウ 4から 34度00分250メートルの点 エ 4から 30度00分 70メートルの点 オ 4から 90度00分 40メートルの点 カ 5から 0度00分130メートルの点 キ 5から 35度00分 35メートルの点 ク 3から145度00分275メートルの点 ケ 3から167度00分165メートルの点 コ 3から 90度00分 25メートルの点 サ 3から 65度00分170メートルの点 シ 2から 0度00分135メートルの点 ス 1から 85度00分 60メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 108台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	浜島 迫子 神明	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予 定 日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2845号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	5月1日 から 10月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷栃木鼻地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷長浜の北隅の標柱 基点2 南伊勢町木谷中木谷栃木鼻 ア 1から315度00分 60メートルの点 イ 1から309度00分220メートルの点 ウ 2から283度00分230メートルの点 エ 2から256度00分110メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 133台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	宿浦 神原	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2846号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	5月1日 から 10月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷小田の浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷泊浜石 基点2 南伊勢町栃木鼻の西鼻 基点3 南伊勢町あじ浜の鼻 ア 2から3見通し線上80メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 160台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	宿浦 神原	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2847号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷小谷浦 漁場区域 次の基点1、ア、イの各点を順次結んだ直線、基点2と基点3を結んだ直線及び基点1・2間と基点3・イ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷中村武真珠工場北の鼻 基点2 南伊勢町木谷ないばの南鼻 基点3 南伊勢町木谷小原木の南鼻 ア 1から 7度00分 55メートルの点 イ 1から299度00分の方位線と対岸との交点	1 浮設する筏の 最高限度を 79台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	神原	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2848号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷杉の浦松の下地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷新木の鼻 基点2 南伊勢町木谷松の下鼻 ア 2から 85度00分130メートルの点 イ 1から250度00分 50メートルの点 ウ 1から246度00分110メートルの点 エ 2から 99度00分 75メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 21台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2849号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷杉島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷杉島東鼻 基点2 南伊勢町木谷杉島南鼻 ア 1から75度00分90メートルの点 イ 1から100度00分115メートルの点 ウ 2から123度00分125メートルの点 エ 2から113度00分80メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 8台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2850号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷琴ヶ島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次 結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷琴ヶ島北端 基点2 南伊勢町木谷久八の鼻 基点3 南伊勢町木谷馬の背鼻 基点4 南伊勢町木谷舟かくし ア 1から 22度00分165メートルの点 イ 3から 13度00分 90メートルの点 ウ 4から 52度00分 45メートルの点 エ 4から 40度00分 25メートルの点 オ 3から 13度00分 35メートルの点 カ 2から125度00分 35メートルの点 キ 3から313度00分125メートルの点 ク 1から346度00分140メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 35台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2851号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町木谷とこなげ地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町木谷とこなげ東の鼻 基点2 南伊勢町下津とこなげ西の鼻 ア 1から 0度00分160メートルの点 イ 1から 0度00分 40メートルの点 ウ 2から295度00分 65メートルの点 エ 2から336度00分160メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 33台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2852号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町七日島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を 順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町七日島矢形の鼻 基点2 南伊勢町七日島くろ座の鼻 基点3 南伊勢町七日島どもりの鼻 基点4 南伊勢町七日島七日鼻 ア 1から100度00分 95メートルの点 イ 2から155度00分170メートルの点 ウ 3から 97度00分195メートルの点 エ 3から202度00分150メートルの点 オ 4から221度00分145メートルの点 カ 4から248度00分110メートルの点 キ 3から150度00分 20メートルの点 ク 2から 55度00分 55メートルの点 ケ 1から115度00分 40メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 180台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	五ヶ所浦 神原	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2853号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町五ヶ所浦飯満ごめん地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町五ヶ所浦大水谷一本松 基点2 南伊勢町五ヶ所浦ごめんゆずの鼻 ア 1から168度00分115メートルの点 イ 1から174度00分240メートルの点 ウ 2から180度00分240メートルの点 エ 2から180度00分110メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 82台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2854号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町五ヶ所浦飯満ごめん地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた区域 基点1 南伊勢町五ヶ所浦大浜弥平次の鼻 ア 1から302度00分145メートルの点 イ 1から262度00分120メートルの点 ウ 1から266度00分220メートルの点 エ 1から289度00分235メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 10台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2855号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町五ヶ所浦潟場地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、基点3の各点を順次結んだ直線及び基点2とカを結んだ直線並びに基点2・3間、ア・カ間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連絡線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町五ヶ所浦いおじ鼻 基点2 南伊勢町五ヶ所浦潟の南鼻 基点3 南伊勢町五ヶ所浦春ヶ鼻 ア 1から 40度00分の方位線と対岸との交点 イ 1から 89度00分 85メートルの点 ウ 1から180度00分 70メートルの点 エ 3から 43度00分165メートルの点 オ 3から 71度00分100メートルの点 カ 2から 35度00分の方位線と対岸との交点	1 浮設する筏の 最高限度を 56台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	五ヶ所浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2856号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町船越地先 漁場区域 次の基点1、エ、ウ、基点4を順次結んだ直線と基点2、ア、イ、基点3を順次結んだ直線及び基点1・2間、基点3・4間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町船越小倉湾入口西端 基点2 南伊勢町船越ヨノキ入口東端標識 基点3 南伊勢町船越ヨノキ入口西端標識 基点4 南伊勢町船越小切鼻 基点5 南伊勢町船越居合鼻 基点6 南伊勢町船越瀬の脇鼻堤防の西端 ア 2から6見通し線上 50メートルの点 イ 3から5見通し線上 65メートルの点 ウ 4から324度30分 65メートルの点 エ 1から330度00分180メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 100台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	船越 (南伊勢町)	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2857号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町船越地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点3を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町船越荷揚場東端 基点2 南伊勢町船越栗原円蔵真珠工場東標識 基点3 南伊勢町船越竜宮島 ア 1から2見通し線上 65メートルの点 イ 2から305度00分235メートルの点 ウ 2から302度00分210メートルの点 エ 3から124度00分130メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 262台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	船越 (南伊勢町)	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2858号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町中津浜浦茶臼島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町中津浜茶臼島東鼻 基点2 南伊勢町中津浜茶臼島南鼻 ア 1から 47度00分 80メートルの点 イ 1から 75度30分100メートルの点 ウ 2から163度00分 80メートルの点 エ 2から198度00分 50メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 16台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	中津浜浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2859号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町中津浜地先 漁場区域 次のア、イ、基点3、基点2、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町中津浜浦雁島 基点2 南伊勢町中津浜浦赤崎の鼻 基点3 南伊勢町中津浜浦奥赤崎の鼻 ア 2から1見通し線上220メートルの点 イ 3から288度00分155メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 49台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	中津浜浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2860号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町阿曾浦能々浦地先 漁場区域 次の基点1・6間、基点2・3間、基点4・5間をそれぞれ結んだ直線と基点1・2間、基点3・4間、基点5・6間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町阿曾浦じょうの鼻 基点2 南伊勢町大方竈赤崎岸壁西端 基点3 南伊勢町大方竈赤崎弥助林西鼻 基点4 南伊勢町大方竈突堤先端 基点5 南伊勢町阿曾浦しばの西鼻 基点6 南伊勢町阿曾浦船揚場東鼻	1 浮設する筏の 最高限度を 257台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2861号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町阿曾浦地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点6の各点を順次結んだ直線及び基点3・4間、基点5・6間をそれぞれ結んだ直線並びに基点1・3間、基点4・5間の最大高潮時海岸線から10メートルを隔てた連結線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町阿曾浦かごまつ鼻 基点2 南伊勢町阿曾浦せんげん鼻 基点3 南伊勢町阿曾浦六次郎畑の南鼻 基点4 南伊勢町阿曾浦六次郎畑の北鼻 基点5 南伊勢町道行竈阿曾浦界 基点6 南伊勢町道行竈竈口の鼻 ア 2から252度00分 60メートルの点 イ 3から265度00分 95メートルの点 ウ 4から 24度00分100メートルの点 エ 4から 33度00分240メートルの点 オ 5から258度00分140メートルの点 カ 5から305度00分185メートルの点 キ 6から 10度00分110メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を76台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2862号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町大江地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町大江馬瀬の鼻 基点2 南伊勢町大江松ヶ崎南鼻 基点3 南伊勢町大江松ヶ崎西鼻 ア 1から218度00分 45メートルの点 イ 1から195度00分130メートルの点 ウ 2から173度00分225メートルの点 エ 3から205度00分320メートルの点 オ 3から252度00分140メートルの点 カ 2から105度00分 60メートルの点 キ 2から137度00分 85メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 67台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2863号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町阿曾浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町阿曾浦やりまつの鼻 ア 1から 0度00分300メートルの点 イ 1から330度00分350メートルの点 ウ 1から348度00分570メートルの点 エ 1から 0度00分560メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 49台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2864号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町阿曾浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 度会郡南伊勢町志戸乃鼻沖離島岩礁上の三重 県漁港基点 (No. 3) ア 基点1から331度30分390メートルの点 イ 基点1から303度00分630メートルの点 ウ 基点1から336度00分810メートルの点 エ 基点1から346度00分770メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 196台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2865号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町阿曾浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町阿曾浦大島 ア 1から 70度00分160メートルの点 イ 1から 3度00分145メートルの点 ウ 1から 16度00分255メートルの点 エ 1から 60度00分265メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 42台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	阿曾浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2866号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町贄浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町贄浦港東防波堤標識灯 ア 1から 88度00分175メートルの点 イ 1から130度00分120メートルの点 ウ 1から155度00分 15メートルの点 エ 1から 50度00分108メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 10台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	贄浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2867号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町贄浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町贄浦西防波堤灯台 ア 1から 7度00分 20メートルの点 イ 1から252度00分125メートルの点 ウ 1から291度30分200メートルの点 エ 1から320度00分150メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 10台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	贄浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2868号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町贄浦かさらぎ池地先 漁場区域 次の基点1とアを結んだ直線、イとウを結んだ直線及び エとオを結んだ直線と基点1・イ間、ウ・エ間、オ・ア 間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 南伊勢町贄浦かさらぎ浜堤防南端 基点2 南伊勢町贄浦かさらぎ池中鼻 ア 1から240度00分の方位線と対岸との交点 イ 2から 27度00分の方位線と対岸との交点 ウ イから165度00分の方位線と対岸との交点 エ オから 10度00分の方位線と対岸との交点 オ 2から185度00分の方位線と対岸との交点	1 浮設する筏の 最高限度を 84台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	贄浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2869号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町奈屋浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町東宮中之浜鼻 基点2 南伊勢町東宮あらら浜東堤防の西端 ア 1から 94度20分 80メートルの点 イ 1から 94度20分230メートルの点 ウ 2から102度20分320メートルの点 エ 2から102度20分180メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 95台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。 3 夜間標識を設 置しなければ ならない。	奈屋浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2870号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町東宮地先（小納戸浦） 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によっ て囲まれた区域 基点1 南伊勢町河内もうさの鼻 ア 1から159度00分155メートルの点 イ 1から 88度00分150メートルの点 ウ 1から102度30分280メートルの点 エ 1から139度00分275メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 48台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	神前浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2871号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町三浦地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町三浦小岸の鼻 ア 1から281度15分650メートルの点 イ 1から299度40分540メートルの点 ウ 1から287度20分350メートルの点 エ 1から320度40分290メートルの点 オ 1から322度25分100メートルの点 カ 1から252度40分280メートルの点 キ 1から211度50分270メートルの点 ク 1から219度45分485メートルの点 ケ 1から242度30分485メートルの点 コ 1から244度30分420メートルの点	1 浮設する筏の最高限度を150台とする。 2 海底養殖をしてはならない。 3 夜間標識を設置しなければならない。	三浦	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重区 第2872号	第1種 区画漁業	真珠母貝 養殖業 (垂下式)	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市古江町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 古江町三ツ石の標識 基点2 古江町賀田町界の標識 ア 1から140度00分135メートルの点 イ 1から140度00分195メートルの点 ウ 1から185度00分230メートルの点 エ 2から185度00分180メートルの点 オ 2から190度00分150メートルの点 カ 2から237度00分190メートルの点 キ 2から200度00分105メートルの点 ク 2から227度00分215メートルの点 ケ 2から215度00分 75メートルの点 コ 1から202度00分140メートルの点 サ 1から191度00分175メートルの点	1 浮設する筏の 最高限度を 81台と する。 2 海底養殖を してはなら ない。	古江	平成31年 4月1日 から 平成36年 3月31日 まで	平成30年 11月16日 から 平成31年 1月31日 まで	平成31年 4月1日